

# 米国のサプライサイド政策と労働市場の変貌について

国際局 竹内淳一郎\*  
武田洋子\*\*

## 1. はじめに

米国景気は、高い経済成長率、低失業率の下での物価安定という先進国経済の中でも際立って良好な経済パフォーマンスを示している。もっとも、90年代初めの今次景気の回復局面を振り返ると、企業や銀行が80年代後半に毀損したバランス・シート調整の対応に迫られ、総じて慎重な投資・貸出行動をとったために、いつになく緩慢な景気の回復過程を辿ることとなった。

本稿では、こうした構造的な調整圧力を乗り越え、米国経済が現在に至るまで長期の景気拡大をもたらす上で、70年代後半以降の規制緩和や税制改革といったサプライサイドの経済政策が果たした役割について、主としてその効果が中小企業の設立を通じ、雇用の拡大にどのような影響をもたらしてきたかを中心に考察した。

カーター政権以降の米国の経済政策を振り返ると、規制緩和、キャピタル・ゲイン税率の引き下げ、課税ベースの拡大と法人および個人所得の最高税率引き下げ等を柱とする税制改革等は、何れも起業家精神を高揚させ「インセンティブに働きかける」ことで、民間のイノベティブな投資を引き出すことを主眼に置いたものであった。規制緩和は、市場への参入および市場間での競争を促進させることで、資本や労働の効率的な再配置を促す。また、税制改革のうち特にキャピタル・ゲイン税率の引き下げは、起業家・資本家に企業の設立というリスクテイクに対する潜在的な報酬（リターン）が高まることを認識させた。

こうした施策は、90年代に入ってサービス業中心に数多くの中小企業の創業に繋がったと解され、これが大企業製造業を中心とする厳しい雇用調整を緩和させてきた。

---

本論文中で示された内容や意見は筆者個人に属するもので、日本銀行の公式見解を示すものではない。

\* 日本銀行国際局国際調査課〈現香港事務所〉

\*\* 日本銀行国際局国際調査課（E-mail:youko.takeda@boj.or.jp）

しかしながら、規制緩和については、雇用の拡大に繋がるまでに、かなり不確定の長い期間を必要とする。実際に、80年代前半に規制緩和が行われたトラック輸送業種では、直後から4年間、顕著に雇用が減少した。こうした短期的な雇用調整は予想外に厳しいものであり、柔軟な労働市場を有する米国においてすら、ミスマッチは深刻であった。米国では、80年代後半から90年代初めにかけて、企業の厳しいリストラの中で、幾つかの雇用の下支え要因が働くと同時に、労働移動の順便化を企図した労働政策が採られ、また89年から94年初までの金融緩和局面では、長く実質金利をゼロ近傍にまで引き下げるといった金融緩和策が採られたが、そうした下でも、かなりの「痛み」を伴ったことは銘記すべきである。本稿ではこうした観点をも認識した上で、今次景気拡大局面における米国での非製造業主導の雇用拡大を、70年代後半から採られてきた政府の経済政策と併せ、捉え直してみようと考えている。予め本稿の要旨を述べると、以下のとおり。

### 【要旨】

1. 米国では、70年代後半からのカーター政権以降、80年代のレーガン政権を通じて規制緩和や税制改革といった政策が進められてきた。これらは、経済主体のインセンティブに働きかけるという意味で、サプライサイドを重視した経済政策であり、その後の競争を通じた効率化やイノベーションの向上に加え、非製造業部門を中心に数多くの中小ベンチャー企業の創出に繋がっており、90年代の景気回復・拡大の原動力の1つになっている。
2. 規制緩和についてみると、70年代後半から現在に至るまで運輸、通信、エネルギーといった非製造業部門でかなりドラスティックに進められた。こうした規制緩和は、市場への新規参入を促すこと等で既存企業を含めリストラを促すことから、短期的には雇用の減少を招くケースが多い。しかしながら、その後、規制緩和によって生産性が上昇し、その結果、価格の下落が需要を誘発する効果等から、中期的には周辺の業種を含め雇用の拡大に寄与している。
3. 税制についてみると、70年代後半からのキャピタル・ゲイン減税は、創業後暫くはストック・オプションという形で報酬を得る蓋然性が高い潜在的な独立志向者のインセンティブに働きかけ、起業を促す方向に作用したと考えられる。また、投資家に対しては、ベンチャー・キャピタル（VC）投資などの投資資産の期待収益率を高めることで資金供給を促した。こうした需給双方の要因から80年代入り後、VCは飛躍的に拡大した。また、86年税制改革では課税ベースの拡大と併せ法人税率

が引き下げられているが、これは現在米国の雇用創出を担っているハイテク関連のベンチャー系中小サービス業の創業や成長を促す方向に作用したとみられる。特に、ベンチャーを始めとする中小企業は、そもそも資本ストックをさほど保有せず、またその多くが知的資産等の無形資産で占められていること、多くの借入金を必要としないことを特徴としており、減価償却や利払い費用を広く課税所得から控除する税制を見直し、それに見合うかたちで法人税率を引き下げた税制改革は、大企業製造業に比べ相対的に中小企業や非製造業に有利に働いたとみられる。

4. 多くの中小ベンチャー企業の創業に当たっては、税制改革や規制緩和等で起業家精神を促すだけでなく、創業時の資金調達を容易化するための制度整備も不可欠である。こうした観点から米国では、株式市場での公開基準の引き下げと同時にディスクロージャーの徹底、また年金等機関投資家の運用規制緩和等の制度整備も併せ行われてきた。
5. 規制緩和に伴う短期的な雇用調整の痛みは、税制改革によって起業を促し、雇用を創出し得る新たな産業を育成することだけで緩和されるものではない。これには、雇用の流動化や労働需給のミスマッチを回避するための制度設計を含めた労働政策が必要となってくる。クリントン政権では、再就職を支援するための労働技術取得や失業者の独立支援プログラムを労働政策として打ち出した。
6. 93年以降、雇用の受け皿となる非製造業で業容が拡大すると同時に、製造業から非製造業への労働移動が比較的スムーズに行われた背景には、柔軟な労働市場、年金受給資格のポータビリティ、労働需給のミスマッチ解消に資する人材派遣業の業容拡大、電子媒体を通じた求人・求職情報の多様化・データベース化等、労働市場全体のシステムがワークした結果という側面が強い。

## 2. 90年代の米国景気拡大局面における雇用面での特徴

### (1) 90年代初めの雇用調整

1991年3月をボトムとする米国の景気拡大局面は、すでに7年を超える息の長いものとなっている。この間、雇用者数は約13百万人を超えて（年率約2百万人）増加し、失業率は、約4.5%と30年来の水準にまで低下している。しかしながら、景気の回復局面を振り返ると、企業が大規模なリストラを進めるとともに、雇用に対する慎重な姿勢を続けたことから、“雇用なき回復 (jobless recovery)” と呼称されるように、

雇用の拡大テンポは緩やかであった<sup>1</sup>（図表 1）。

製造業の雇用者数の推移をみると、90年代初めには、循環要因の影響を大きく受ける製造部門のみならず、事務部門に従事する職員についてもレイオフが進められ、製造部門の雇用者数が93年に増加し始めた後も、事務部門の雇用者数は95年まで減少を続けた。この結果、雇用者に占める事務部門の比率は91年から95年にかけて低下し、その後も同水準で推移している（図表 2）。こうした形での雇用調整は、企業が会計、広告、エンジニアリングおよびコンピュータ関連事務等のアウトソーシングを積極的に進めると同時に、必要に応じて人材派遣業を利用する等、常用雇用を回避する形でリストラを進めたことが影響しており、とりわけ賃金水準の比較的高い中間管理職層が厳しい雇用調整を経験したことを捉え、当時はWhite-Collar Recessionと呼称されることも多かった<sup>2</sup>。米国労働省が隔年に実施する失職者調査（Displaced Worker Surveys、詳細は後述）をみても、ホワイトカラー失職率は、その絶対的な水準およびブルーカラー対比でみた相対的水準の何れもが、高まっている（図表 3）。

## (2) 非製造業主導での雇用拡大

雇用は93年以降、景気の本格的立ち上がりとともに、非製造業主導で拡大テンポを高めた<sup>3</sup>（図表 4）。今回の景気拡大局面における雇用者数の増減を業種別にみると、増加率上位は何れも非製造業であり、中でもサービス業の増加率が際立ってい

---

<sup>1</sup> 当時は、こうした雇用面での回復の遅れが家計支出の慎重化に繋がったほか、企業・銀行部門における毀損したバランス・シートの改善努力、いわゆるバランス・シート調整圧力も加わって、景気全体が緩慢な回復過程を辿ったことも、1つの特徴であった。

<sup>2</sup> ホワイトカラーについては、米国企業が、80年代後半にM&Aを伴った事業の多角化路線を進める中であって、肥大化した同層を削減する必要があったこと、また、生産資源として労働対比割安なコンピュータを選好すると同時に、コンピュータのダウンサイジング化の流れがオペレータや中間管理職を不要化したことも、同層の雇用調整圧力を深くしたとみられる。

<sup>3</sup> 因みに、わが国の93年10月からの景気回復局面においては、過去の景気回復局面と比べて非製造業の雇用拡大テンポが緩慢であったことが特徴である。とりわけ、企業活動と関連の深い分野で、雇用の伸び鈍化が顕著であった。この背景には、構造調整圧力の影響が製造業のみならず関連の深い非製造業にまで及んだほか、経済全体に及んだバランス・シート調整圧力が雇用面でのスリム化を促したため、と解されている（「今次景気回復局面における雇用情勢について」 < 『日本銀行月報』97年5月号 > を参照）。

る<sup>4</sup>（図表 5）。この間、製造業の雇用者数は微増に止まっており、例えばエマージング諸国からの輸入急増によって、生産活動の縮小が続くアパレル製造業等では、大幅に雇用が減少している。

サービス業の雇用増の状況を米国労働省の分類に従って業態別にみると（図表 6）、まず**対法人向けサービス業**の寄与度が一貫して高いことが確認される。中でも、人材派遣業やコンピュータ関連サービスの増加が際立っており、企業のアウトソーシング積極化を含めた同分野での著しい需要拡大が、サービス業の雇用増加の重要な背景となっていることが分かる。次に、**福祉・医療サービス**の寄与度が大きい。同業態の中では、ホームヘルスケアと呼ばれる民間介護サービス業が高い伸びを続けている。このほか、最近では**エンジニアリング・マネージメント・サービス**の増加率が高まっている。エンジニアリング・サービスは、船舶および航空機、工作機械、先端兵器、橋梁、石油採掘システムなどの設計を主な業務としており、その顧客は、建設業、官公庁、製造業、サービス業等多岐に亘っている。また、エンジニアの中には、従来、製造業等で雇用されていた者が、企業のスリム化方針の下でレイオフの対象となり、その後独立し、中小企業を設立したケースも多いとされている。

なお、こうしたサービス業のうち、コンピュータ関連産業、人材派遣業、ヘルスケア産業の3業種の90年代における業容および雇用拡大の背景については、後述の補論において、整理している。

### (3) 雇用の業種間移動

前述のように今回の景気回復局面においては、企業のリストラが強力に進められる中、特に製造業の雇用調整が長引いた一方で、非製造業は失職者の受け皿ないし新規雇用の創出源として機能した面があり、この過程では、製造業から非製造業に向かって労働力の業種間移動がみられる。

米国労働省が2年に1回実施している労働者の失業状況に関する特別調査に基づき<sup>5</sup>、

---

<sup>4</sup> 一般的に、サービス部門の経済への波及効果や雇用創出効果は、財部門に比べて小さいとみられているが、米国では、サービス部門が十分な雇用創出機能を果たしている。これは、米国のサービス部門が高い国際競争力を有しており（例えば、パソコンのOSに関するデファクト・スタンダードの確立）、世界市場で広く需要されていることが業容および雇用拡大に繋がっている面も忘れてはならない。

<sup>5</sup> 米国労働省では、毎月5万世帯の家計調査（Current Population Survey<CPS>）に基づき、就業者数や失業率等を推計、翌月初（原則、第1金曜日）に公表している。労働省では84年に、

まず失職事由ごとに失職率（失職経験者数 / 全回答者数 < % >）をみると、ポストや職制の廃止による失職率は、90年調査（対象期間87年1月～89年12月）から96年調査（同93年1月～95年12月）の間に約1%から約2%へ上昇しており、企業のリストラが失職の増加に影響を与えていることが窺える。失職状況を業種別にみると、製造業での失職者数の多さが際立つとともに（図表 7）、製造業で失職した者の再就職比率が他の業種と比べて低いことが分かる<sup>6</sup>（図表 8）。次に、失職者の再就職状況についてみると、96年調査結果によれば、製造業、運輸・公益業、小売業、金融業（保険を含む）、不動産業における失職のうち約4人に1人はサービス業（人材派遣、コンピュータ関連等）で再雇用されており、労働力の業種間移動がみられる。また、米国労働省は、96年の報告書の中で、サービス業では失職者の約4分の3が再びサービス業で雇用されているのに対して、製造業では失職者の約半数しか製造業で再就職していないなどの状況を踏まえ、失職者の多くは、他の業種で再雇用されているとの見方を示している。

なお、失職者の再就職後の賃金水準をみると、業種によって差違がみられるものの、賃金水準が20%以上低下した者が約1～3割存在する一方で、逆に賃金水準が20%以上上昇した者も少なからず存在する（約1～3割）ことが分かる（図表 9）。このことは、企業の倒産やリストラ等により、失職した者の一部は再就職後、大幅な所得水準の低下を甘受せざるを得なかったことを示す一方で、米国の労働市場が労働者の能力に応じた賃金への調整といった点を含めて柔軟に機能しており<sup>7</sup>、労働力の

---

80年代入り後の経済構造変化によって、労働者が長期間技能を蓄積してきた職を奪われているのではないかと懸念が高まったことを受けて、労働者の失職状況に関する特別調査を開始し、以降隔年毎（2月）に家計調査の付属調査として継続実施している。

同調査は、各調査時点で「過去3年間において、企業倒産ないし工場閉鎖、能力ないし技能の不足、ポストや職制の廃止等を事由として、勤続3年以上の職を失ったか否か」をアンケートの出発点としている。ここで、「失職経験あり」と回答した労働者は、解雇時の賃金水準、その後の再雇用の有無および再雇用後の賃金水準等に順次回答することになる。

<sup>6</sup> このように、他の業種に比べて製造業の失職者数が多い状況は、調査開始(84年)以来、継続的にみられており、米国において基調として製造業から非製造業へ産業構造の変化が進んでいたことの影響が窺われる。

<sup>7</sup> 因みに、失業率が変化した場合の実質賃金の調整速度に関する OECD の分析（OECD（1994））によれば、主要国（G7+オーストラリア、スウェーデン、フィンランド）の平均調整年数が約2.2年であるのに対し、米国では約1年で調整が行われるとの推計結果が得られている。

効率的な再配分が行われていることを示唆している<sup>8</sup>。

### 3. 政府の経済政策と企業の設立・雇用の拡大

これまでみたように、米国では非製造業（とりわけ、サービス業）が雇用の受け皿となったことが、大企業製造業レベルでの厳しいリストラによる雇用不安を緩和させてきた。これらサービス業の多くは、製造業等と比べ、企業当たりの雇用者数は格段に小さいが、そうした中小サービス業の数多い創業による累積効果が、結局マクロの雇用拡大をもたらしている。

米国でこうした中小の企業が数多く起業された背景には、参入障壁の撤廃を始めとする規制緩和策を通じて競争環境が整備される下であって、新しいビジネスチャンスを捉え起業する個人が多数存在し、そうした起業家に必要な資金が供給されたこと、にあるとみられる。もっとも、こうした過程においては、規制緩和によって競争環境が厳しくなることで、企業の淘汰やリストラが進み、特に景気後退期と重なった場合には、雇用の減少などマクロ経済調整上の大きな痛みを伴った面があるのも事実である。この点について米国では、規制緩和を進めると同時に、起業家や投資家のインセンティブに働きかける税制改革の実施や、リスクマネー供給のための金融面での環境整備を進めるなど様々なサプライサイドの政策を実施したほか、失業者の痛みを緩和し、労働市場の調整機能を向上させる措置を講じてきている。以下では、こうした政策がどのような効果をもたらしてきたかについて検証する。

#### (1) 規制緩和

米国では、70年代後半以降、運輸、エネルギー、金融、通信部門といった非製造業部門で規制緩和が進められてきた（図表10）。こうした規制緩和の経済効果に関するこれまでの実証分析においては、個別産業毎にバラツキはみられるが、概ねプラスの評価がなされている<sup>9</sup>。規制緩和は企業に資源（資本・労働）の効率化を促すことから、少なくとも短期的に雇用面でマイナスの影響を及ぼす蓋然性が高く、実

<sup>8</sup> 一方で、米国においては、所得格差の拡大が続いており（所得格差を示すジニ係数が上昇：80年約0.40、94年約0.45）、実質賃金の伸びが低かった90年代前半においては、特に、こうした面を問題視する議論が多く見られた。

<sup>9</sup> 例えば、厚生経済学的アプローチに基づき、規制緩和の経済効果について試算を行ったWinston(1993)は、7つの産業（航空、鉄道、トラック、通信、CATV、プロカーレッジ、天然ガス）における規制緩和の実施は、消費者と生産者に合計で年間358～462億ドル（90年価格）の便益（GDPの約0.7%に相当）を享受したと試算（「平成6年度（1994年度）の金融および経済の動向」＜『日本銀行月報』95年6月号＞のボックス8を参照）。

際に米国においても規制緩和を行った業種において、雇用が短期的に減少するケースが多くみられた。しかしながら、米国においては、規制緩和によって、参入企業が増加し、競争を通じた効率化やイノベーション、また非効率なセクターから効率的なセクターへ資本や労働の再配分が進むなど、経済がダイナミズムを持って発展する条件が整えられてきた面を有している。実際に、民間部門の経済成長率を要因分解してみると、技術進歩や生産効率の上昇（全要素生産性：TFP < Total Factor Productivity >）は、一貫して重要な役割を果たしてきたことが分かるが、民間部門の経済成長率が大きく低下した90年代初期においても、TFPの上昇が成長率に大きく寄与し続けた姿がみられる（図表11）。また、価格の低下が需要を誘発する等の効果から、中期的には当該業種ないしは周辺産業で雇用が拡大している。

以下では米国における代表的な規制緩和業種である輸送、通信業界を取り上げて、こうした規制緩和の影響についてみていくこととする。

### （輸送業界）

輸送業種では、トラック輸送と航空輸送を中心に規制緩和が実施されている。まず、トラック輸送では、80年自動車輸送事業者法（Motor Carrier Act of 1980）に基づく参入および料金規制の緩和が行われ、運賃の引き下げ競争が活発化し規制緩和前に比べ、最大50%の値下げが行われた。こうした中、運送事業者の倒産が多発し、結果として失業が大量に発生した。もっとも、その4年後には雇用者数が規制緩和時以前の水準に復し、今次景気拡大期においては、むしろその増加テンポは高まっている（図表12）。

航空輸送では、78年の航空規制緩和法（Airline Deregulation Act of 1978）施行により、航空運賃が一定の範囲内で自由化され、値下げ競争の激化によって、運賃は79年から89年にかけて16%低下した。こうした動きに対し、大手航空会社はコンピュータ予約システムを活用した差別価格戦略により対抗したほか、ハブ空港を軸とした航空ルート（ハブ・アンド・スポーク・システム）の活用など、経営環境変化に素早く対応する努力を続けた。この結果、78年の自由化直後には、企業の新規参入がみられたが、その後は吸収合併や倒産等の過程を経て、大手による寡占が進んだ。なお、航空業界の雇用者数は、78年以降数年間は緩やかな増加に止まっていたが、85年にルートおよび発着便数や航空運賃等の規制が完全に自由化された後、暫くしてから大幅に増加している。

このように、今次景気拡大局面における輸送産業での雇用の増加は、規制緩和に伴う企業の新規参入による増加というよりも、むしろ競争を通じた様々なイノベーションにより新規分野の開拓が進んだことに加え、TFPの上昇に伴う生産性改善（図



表13) や料金低下が、需要の拡大に寄与した結果であると考えられる。因みに、OECDでは、航空産業における規制緩和の経済効果を試算しているが(図表14)、米国の同産業における規制緩和によって、雇用者数が増加していることを示している。

### (通信業界)

通信産業では、84年のAT&Tの分割<sup>10</sup>以降、伝統的な電話産業の雇用者数は大幅に減少し、その後ここ数年で若干ながら回復してはいるものの、現在でも規制緩和実施以前の雇用水準を大きく下回っている(図表15)。しかしながら、長距離電話分野での競争の激化が、同料金の低下を通じて消費者に便益をもたらしたほか、

企業に技術開発に対する不断の努力を強いたことから、同産業において近年著しい技術進歩や設備(ネットワーク)の高度化が実現している(図表16)。これがコンピュータやマイクロエレクトロニクス関連における技術進歩や前述のベンチャー企業の成長と相俟って、多くの通信関連ビジネスの創出に繋がり、全体としての雇用拡大をもたらしたと解される。実際に、通信産業でも電話事業以外の雇用者数は90年代入り後増加傾向にあるほか、周辺の通信関連サービス産業(コンテンツ、プロバイダー、データベース等)でも、更に多くの雇用が産み出されている<sup>11</sup>。

また、96年2月には連邦通信法(Federal Communication Act of 1996)が成立し、通信分野での完全自由化が実現したこと<sup>12</sup>、通信業界はいわば「垣根なき競争」に晒されることとなり、このところ再編成への動きが加速している<sup>13</sup>。これが、一段の統合による規模のメリットの実現、効率化および設備・技術の高度化を通じ、同産業の生産性を高めることで、今後も周辺産業を含めた雇用の増加をもたらすことが期待される。電気通信(telecommunication)分野における規制緩和の経済効果に関するOECDの試算でも(図表17)、価格の下落を通じた誘発需要の増加によって、雇用が拡大することを示している。

---

<sup>10</sup> AT&Tの分割は、100%子会社の22の地域電話会社を分離し、7つの会社に統合(Regional Bell Operating Companies)したほか、持ち株所有が50%以下の2社を独立会社のGTEとした。

<sup>11</sup> OECD(1997b)によると、情報サービス産業やコンテンツ産業の雇用は77年の300万人から94年には590万人に増加した。

<sup>12</sup> 84年のAT&T分割を契機に長距離電話分野は自由化されたが、96年連邦通信法では、相互参入が規制されていた長距離電話、地域電話、CATVの垣根をも撤廃する内容となっている。

<sup>13</sup> 97年10月にWorldcomによる長距離電話のMCI Communicationsの買収が発表されたほか、98年5月には、大手地域電話のSBC Communicationsによる中西部地域電話のAmeritechの買収が、98年7月にはBell AtlanticによるGTEの買収が発表されている。

## (2) 税制改革とリスクマネー供給の制度的枠組の整備

### (企業の設立動向)

米国企業の開業および廃業動向についてみると(図表18)、景気の後退期においても、新規開業社数が廃業社数を上回っているほか、逆に景気拡大期にも、廃業社数は増加している<sup>14</sup>。また、米国の開業率(開業数/企業数)および廃業率(廃業数/企業数)をみると、いずれもわが国の水準を大きく上回っている(図表19)。このように、米国では、競争により生産性の低い企業の淘汰が進む一方、それを上回る企業の設立が行われることで、マクロ的にみれば労働力や資本の再配分による効率化や、生産性の上昇が進み、ダイナミズムのある経済成長を実現してきたことが窺われる。

なお、新規開業社数を業種別にみると(図表21)、その大半が非製造業であり、従業員規模別ではその過半が2人以下の小規模企業である(同)。また、92年以降まず小企業(従業員20人以下)、次に中規模企業といった順に雇用が回復に向かっていることが分かる(図表22)。とりわけ、成長著しいコンピュータ・プログラミングや汎用ソフトウェア(packaged software)業における新規設立企業の雇用規模は、従業員数わずか1~4人の企業が過半を占めている(図表23、24)。

### (キャピタル・ゲイン減税)

民間経済主体の間で、企業の設立という不確実性は高いながらも経済成長に必要なリスクテイク行為が行われるためには、潜在的な将来のリターンが十分に確保されることで起業家精神を刺激すること、およびそうしたリスクテイクに対して必要なリスクマネーが適切に供給されるなど、創業時に直面する資金調達面での制約が緩和されることが、とりわけ重要である。

こうした観点からみると、70年代後半からの米国でのキャピタル・ゲイン減税やベンチャー・キャピタル(以下、VC)に関する制度的枠組の整備が果たした役割は大きい。

キャピタル・ゲイン減税は、VCの資金需要・供給の双方を高めることで、VC拡大に寄与する。すなわち、起業家など資金需要者の立場からキャピタル・ゲイン減税の効果を考えると、端的には事業成功時の税引き後所得が上昇するため、企業設立へのインセンティブが高まる。とりわけ、新規に企業を起こす経営者の報酬は、「賃金・俸給」に加え、ストック・オプション付与などの株式を利用した報酬支払い形態が多

---

<sup>14</sup> 因みに、95年中の企業倒産を企業の設立からの経過年数で見ると(図表20)、いずれの業種も約3~4割が設立5年未満の企業で占められていることが分かる。

いため、キャピタル・ゲイン減税の効果は大きいと考えられる。他方で、資金供給サイドにおいても、キャピタル・ゲインで実現する投資資産の期待収益率が相対的に高まることから、資金供給の増加が期待される<sup>15</sup>。

実際に、78・81年のキャピタル・ゲイン減税は、同時期に進められたVCに関する制度的枠組の整備も加わって、米国VCの飛躍的な拡大に一定の役割を果たしてきたとみられる（図表25）。その後86年税制改革では、包括的所得税論の立場から同税率が引き上げられているが、これは同時期以降の株式市場の停滞や景気後退とも相俟って、90年代半にかけてのVC投資額の低迷に何がしか影響を及ぼしているとみられる。なお、97年8月には、再びキャピタル・ゲインに係る最高税率が20%に引き下げられている（図表26）。

### （法人税減税）

80年代以降の米国における税制改革の基本的な理念は、税制がもたらす経済主体の貯蓄、投資、労働等の活動への歪みを出来るだけ排除することで、民間部門中心の活力ある経済社会を構築することにあった。とりわけ、税率の引き下げによって、資本投資や労働供給に対するインセンティブが高まることが期待された。

法人税減税は、他の条件を一定とした場合、企業設立を促す方向に作用するが、70年代以降、米国の法人税率は一貫して軽減されている（図表27）。この点、わが国では、逆に80年代に入り所得税減税の財源確保や国債発行額の削減等のために法人税率が引き上げられており、国際的整合性の確保を意識した税制の簡素化、法人税率の引き下げが行われたのは、消費税が導入された89年のことである（図表28）。こうした日米法人税改革の方向性の差異は、企業の租税負担率の推移をみても明確に顕れている（図表29）。

米国におけるこうした法人税率の引き下げは、レーガン政権下で行われた81年と86年の大規模な税制改革の枠組の中で実施された<sup>16</sup>。特に、86年税制改革では、税率

---

<sup>15</sup> このほか、資金供給サイドへの影響については、株式保有期間や保有形態等により、減税の取扱いに差を設けていたことから、投資家のポートフォリオに対する影響もあったと指摘されている。

<sup>16</sup> レーガン政権下においては、81年経済再建租税法（Economic Recovery Tax Act）と86年税制改革法（Tax Reform Act of 1986）という2つの大きな税制改革が行われている。このうち法人税関連では、81年の改革において、インフレによる償却不足への対応や設備投資の促進を企図して、加速度償却制度、投資税額控除の拡充などによる投資減税が実施され、むしろ課税ベースは縮小した。しかしながら、これらの結果、資本設備や産業間において実効税率の格

の引き下げに当たって、課税ベース拡大の観点から加速度償却制度の加速性緩和（不動産資産・長期耐用年数資産）や投資税額控除制度の廃止が行われた。こうした課税ベースの拡大と限界税率の引き下げという法人税改革は、現在、米国の雇用創出を担っているハイテク関連のベンチャー企業や中小のサービス業にとって、相対的に有利なものとなった。すなわち、ハイテク企業は無形資産を保有する比率が高いほか、中小のサービス業では、製造業のような巨額の借入金や償却資産を必要としないため、利払いや減価償却費用を広く所得から控除する税制のメリットを大きく享受出来ない<sup>17</sup>。また、上記86年改革以前のいわゆる重厚長大産業を優遇する税体系は、既存産業の過大投資を維持させることで、経済全体の効率性を損いかねない側面も有している。従って、税制改革の理念として、企業規模や業種に左右されない課税体系の確立と併せ、法人税率を引き下げたことは、ベンチャーをはじめ中小企業の創業や成長を促す方向に作用したとみられる。

#### （VCに関する制度的枠組の整備）

政府によるVCに関する制度的枠組の整備や中小企業振興策（図表31）も、ベンチャー企業の拡大に寄与している。中でも、79年のERISA（Employee Retirement Income Security Act、従業員退職所得保障法）の規則改正によって、年金基金のVC投資が容認されたことを契機に、年金基金はベンチャー企業への資金供給を徐々に拡大し、現在では最大の資金供給主体となっている（図表32）。VC投資は、通常の投資と比

---

差を招き、自動車や鉄鋼などの産業で設備投資が過度に促進されたこと等もあって、86年の改正では、包括的所得税論の立場から、課税ベースを拡大する一方、最高税率を引き下げるとともに、税率構造のフラット化が進められた。

また、個人所得税においても、法人税同様の税制改正が行われている。潜在成長率は、労働力人口の増加率と労働生産性上昇率の和で表わされる。このため、労働力の供給主体である家計が労働と余暇のいずれを選択するかは、中長期的な経済成長にとって重要なファクターとなり得る。レーガン政権下で行われた個人所得税に関する改革では、勤労意欲の向上を通じた労働供給の増加も念頭に置いたものであった。なお、個人所得税の変更が税収に与える影響については、例えば、Robert J. Barro(1996)において、税率の引き上げは、高額所得者の節税努力や労働意欲減退に繋がるのみで税収増をもたらさないものであり、逆に税率を引き下げても、高額所得者の申告所得が増えるので税収減には繋がらないとの考え方が示されている。

<sup>17</sup> 業種によって、資本ストックの構成も、また負債の調達比率も異なるため（図表30）、償却費用や借入金の支払利息の控除に係る制度変更は、業種間で異なる影響をもたらす。課税行為自体は、こうした歪みをどうしても排除し切れないが、レーガン政権の下では、この歪みを是正することが志向された。

べて高いリスクを伴うことから、自己責任原則に基づいた慎重な投資判断が重要であることは、言うまでもない。その上で、VCに関する制度的枠組の整備が進められ、年金・生保・銀行といった運用資産規模の大きい機関投資家が、家計や企業の資金を成長性の高い産業へ供給するパイプ役として機能するようになったことは、ベンチャー企業の拡大に重要な役割を果たしたと考えられる。

なお、最近のVCの投資先をみると（図表33）、通信、ソフトウェア、ヘルスケアといった産業に投資されていることが分かるが、これら産業の業容拡大および雇用創出力は、後掲[補論]でみるように今次景気拡大局面で顕著である。また、米国VCの投資先企業の約6割は、設立初期段階の企業であり、リスクマネーの供給といういわばVCに本来期待される役割を果たしていることが窺える（図表34）。この点は、わが国VCの投資先において、創業後、軌道に乗り業容が拡大する段階にある企業が過半を占めることと対照的である。

### (3) 労働政策

ある業種やセクターで発生した余剰労働力は、雇用の受け皿となり得る産業が育成されることだけで、自動的に吸収される訳ではなく、当該国の労働市場が柔軟性（flexibility）を有しているかという点にも大きく依存している。すなわち、米国においては、今次景気回復局面において、大企業製造業で解雇された労働者が非製造業で多く再雇用されたことをみたが、これは柔軟な雇用体系、労働市場の流動化に繋がる制度の整備があって初めて可能なものとなっている。そうした労働市場全体のシステムがあってこそ、規制緩和に伴う短期的な雇用面での負の影響を限界的なものに止めることが可能となっていることは認識すべき点であろう<sup>18</sup>。以下では、再雇用を促す上で労働技術支援等に重点を置いたクリントン政権下での労働政策と、雇用の流動化を促進する上で、このところわが国でも注目を集めている年金および医療保険のポータビリティについて整理している。

#### (クリントン政権下における労働政策)

厳しい雇用調整が続く中で発足したクリントン政権の雇用対策は、就労機会の平

---

<sup>18</sup> もちろんこうした見方は、あくまでも規制緩和がマクロの雇用に及ぼす効果を捉えたものであって、ミクロレベルでは、技術・能力不足者が労働市場からの退出や失業を余儀なくされる可能性があるほか、その他の労働者も一時的な失業や転職後の賃金下落等の不利益を被っていることは否定出来ない。OECD（1997b）では、こうした規制緩和に伴う調整コストを軽減するためには、教育や職業訓練などの active な労働政策が最も重要であると主張している。

等を標榜しつつ、労働者の技能修得や教育訓練に重点を置いたもので、その基本方針は、93年8月に「The Workforce Investment Strategy」として取り纏められた。同戦略では、労働技能如何によっては雇用環境の厳しさ<sup>19</sup>が増しつつあることを認識しつつも、失業給付金の拡充といった労働政策ではなく、むしろ政府の役割を人的資本形成の助成に求めたものであった。とりわけ、就労形態を含めた労働市場の変化を念頭に置きつつ、従来型の「景気後退期においてレイオフに遭った労働者が再び当該産業で職場復帰するまでの支援」といった考え方を転換し、「生涯に亘って複数企業で労働技能を修得しながら雇用を繋げていく労働者への支援」といった考え方を打ち出したことが大きな特徴であった。その後、クリントン政権では、失業者の開業支援（93年）、就労上必要な労働技術の修得支援（94年）、といった施策を矢継ぎ早に打ち出している（図表35、なお図表36では、需給ミスマッチの解消を目的とした環境整備について整理している）。更に、96年には、いわゆる福祉改革法（The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996）が成立し、この結果ルーズベルト政権下で1935年に制定された社会保障法（The Social Security Act of 1935）の抜本的改革が行われた<sup>20</sup>。特に、この改革では、要扶養児童を有する貧困片親世帯を対象とした公的扶助対象について、就労可能者は2年以内に就労する、ないしは少なくとも就労プログラムに参加しなければならないほか、1個人の公的扶助支給期間は、生涯通算し最長5年までとすることが定められたが、これは、貧困層に対する生活保護政策について、現行の現金給付を中心とする公的扶助に代え、就労促進を伴う自助努力を促すことを企図したものであった<sup>21 22</sup>。

---

<sup>19</sup> 94年1月にNAFTA（North Atlantic Free Trade Area）がスタートしたが、これにより輸入が増加することで製造業中心にレイオフまたは労働時間の短縮を余儀なくされる労働者がみられた。クリントン政権では、こうした労働者の円滑な再就職を促すために貿易調整援助（Trade Adjustment Assistance<TAA>）プログラムをベースに、雇用相談、職業技能テストの実施や、一定の条件を充たす労働者には就職活動・職業訓練中の生活保障や広域就職のための転居手当を支給している。

<sup>20</sup> 現地報道振りをみても、今次改革が社会保障に関する理念の基本的変更であることが窺える。例えば、Washington Post紙（1996年8月1日付）では、“After 60 years, a Basic Shift in Philosophy”との見出しで、“limits to cash support and mandates for even stronger work requirements”と今次改革を評価している。

<sup>21</sup> こうした政策は、短期的には、労働需給の逼迫が本格化し始めていた局面だけに、需給緩和策として期待されたほか、長期的には、労働供給の増加等を通じて、経済成長力を高めることに寄与するものと考えられた。

<sup>22</sup> このほか、同法では、社会福祉制度一般に関する連邦政府の資金負担および政策権限を州

## (年金・医療保険のポータビリティ)

限られた資源である労働力が適切に配置される上で、労働力の流動化は非常に重要なファクターである。わが国においても、終身雇用制が徐々に薄れ、定年まで同一の企業で勤めることが必ずしも慣例でなくなりつつあり、今後、中途退社や転職といった形で労働の流動化は進展すると考えられる。こうした枠組の中であって、わが国では企業年金間で年金原資を移管することが認められていないことが、雇用流動化を妨げる要因になっているとの指摘がなされている。以下では、米国での年金受給資格のポータビリティについて、簡単に整理する。

米国の企業年金制度には、確定給付型のほか、わが国にはまだ存在しない確定拠出型の企業年金がある。確定拠出型とは、従業員および企業による拠出金とその運用収益によって年金給付額が事後的に決まる企業年金で、中でもその中核である401(k)プランは、80年代入り後急速に拡大し<sup>23</sup>、96年には企業年金の約30%（確定拠出型は企業年金の約50%）を占めるに至っている（図表37）。

確定拠出型年金が増加した背景には、企業に確定給付型で生じる数理計算上のリスク（寿命の変化等）や資産運用上のリスクを負う必要がないといったメリットが存在するほか、従業員サイドにも幾つかのメリットが挙げられる。具体的には、401(k)プランの場合には、税制優遇措置があること（従業員の拠出分について、一定限度額までは課税が給付・引き出し時まで繰り延べられる）、従業員に運用対象の選択権があること、年金口座が各個人に与えられ、残高把握が随時可能であること、などである。加えて、労働の流動化にとって極めて重要な利点として、中途退社・転職した場合、受給権が発生している部分については、その時点で給付を受けることが認められ<sup>24</sup>、転職先の401(k)プランやIRA（Individual Retirement Account、個人退職勘定）に移管すれば、課税を引き続き繰り延べられるといった措置がある。このことを指して、米国における「年金のポータビリティの確保」と呼称されている。こうした401(k)プランの普及を背景にした年金のポータビリティの高まりは、労

---

政府に委譲することを定めた点も大きな特徴である。これにより、連邦政府は定額の補助金を新設する基金（The Temporary Assistance for Needy Families <TANF>）を通じて、各州に交付するのみで、制度の運用を含め州にほとんどの裁量権を与えている。因みに、これにより連邦政府の歳出額は、2002年までの6年間で計約600億ドルの削減が見込まれている。

<sup>23</sup> 1978年に内国歳入法に401条(k)項が追加され、81年に内国歳入庁によりその適用を認める解釈基準が発表された。

<sup>24</sup> 確定給付型の場合、転職した従業員に対しての給付金支払は、一般に企業が定めた年齢まで行われない。

働者の転職に伴う不利益を軽減させることを通じ、柔軟な雇用市場の形成に寄与してきたと解される。

また、医療保険についても、96年8月に医療保険改革法（Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996）が成立し、転職・退職後もこれまで加入していた医療保険の資格を維持出来るようになった。これまで転職には、次の職を探す期間（失業期間）に医療保険を失うリスクや、転職後に保険のカバレッジが変化するリスクを伴ってきたことから、これらが労働者の転職コストとなり、労働市場を硬直化させる1つの要因と考えられてきた。従って、上記改革は、転職に伴う労働者のコストを軽減することで、労働市場のmobilityを高める方向に寄与すると考えられる。

#### 4. 結びに代えて

一般論としては、OECD（1997c）も指摘しているように、政府が民間経済主体の起業を促す上では、企業の設立や拡大に対する規制の撤廃、資金調達の順便化（VC規制緩和、第2株式市場の創設等）、失業者の創業支援、中小企業への経営技術、マーケティングに関する助言拡充、キャピタル・ゲイン減税等の税制改革、研究開発投資支援等の政策が重要である。本稿でも、今次景気拡大局面における米国の労働市場を振り返り、景気回復の初期局面において、製造業大企業を中心に厳しいレイオフが行われたこと、しかしながら、その後中小企業がそうした人材の受け皿となり、また新規雇用の創出源となったこと、これら新規企業の勃興には、規制緩和や税制改革が影響しているほか、柔軟な労働市場の構造が寄与していること、をみてきた。

しかしながら、米国の場合でも、規制緩和が景気後退局面に重なったトラック輸送事業のケースをみると、直後から大幅に雇用が減少しているほか、税制改革や企業育成策がベンチャー等中小の企業の勃興を招くまでには、3～5年程度の期間を必要としたことも事実である。そして、競争の激化を背景とする企業の雇用面での根強いリストラ意欲は、90年代以降もなお労働者に雇用に対する不安感（job insecurity）を与えるなど、マクロ・ミクロの経済調整上の「痛み」はかなり大きいと言わざるを得ない。こうした下で、米国では、財政が、ブッシュ、クリントン政権下で抑制的に運営される一方、金融を実質金利ゼロ近傍にまで緩和させ、また労働市場の調整コストを極力低下させるような雇用政策が併せ採られてきた。

こうした米国経済の経験を踏まえると、中長期的にみれば、経済の効率化を進め、経済成長にダイナミズムを与えるためには、規制緩和や税制改革により、起業家や投



資家のインセンティブに働きかけることで、新規の企業参入を促し、将来雇用の受け皿となり得る産業の育成を進めることが極めて重要である。この際、短期的にみれば、非効率な企業が市場から退出を余儀なくされるほか、存続企業の多くも雇用調整を進めることが考えられるため、その受け皿となる産業や、柔軟な労働市場がない場合には、雇用不安ないしは景気の下押しに繋がる可能性もある。従って、規制緩和等の経済構造改革を進めるに当たっては、こうした痛みを十分に認識した上で、適切な経済運営と労働市場の調整機能を高める雇用政策で調整コストを少しでも和らげる必要がある。

以 上

## [補論] 雇用拡大の顕著な米国サービス業

本文でみたように、米国では今次景気拡大局面において、製造業部門での強い雇用調整圧力があつたにも拘らず、サービス部門が雇用の吸収ないし創出源となつたことで、マクロでの雇用不安を乗り越え景気拡大の長期化に寄与してきた面がある。以下では、サービス業のうち雇用拡大の顕著なコンピュータ関連産業、人材派遣業、ヘルスケア産業、の3業種を取り上げて、その業容および雇用拡大の背景等について整理している。これら3業種の拡大の背景にある1つの共通点は、潜在的需要の強い分野において、その需要に見合ったサービスの提供を行う企業が市場に参入したこと、競争の激化を通じて効率化や価格低下がもたらされたこと、などにより需要の更なる掘り起こしが進んだことにある。

### (A) コンピュータ関連産業

#### (米国の情報化関連需要の高まり)

今次景気拡大局面では、設備投資の拡大持続が重要な役割を果たしてきた。中でも、コンピュータ等情報化関連投資は、景気の回復局面から2桁の伸びを続け、95年以降は、年率+25%に達する加速的な伸びを続けており、設備投資全体に占める比率も、直近で4割弱にまで達している(補論図表1)。このような企業の積極的な情報化関連投資は、企業を取り巻く内外の競争が激化する下で、生産資源としての労働代替を進めるとともに、テクノロジーの進歩を積極的に生産現場に取り入れることで、生産効率の向上を企図したものとみられる<sup>25</sup>。

また、インターネットの普及や価格の低下等から、家庭でのパソコン利用が一段と普及し<sup>26</sup>、コンピュータ市場は拡大を続けている(補論図表3)。

#### (情報化と雇用動向)

テクノロジーの進歩と雇用について考えてみると、コンピュータの労働代替化の進展により、例えば製造業部門の雇用減少がもたらされる一方で、コンピュータ利用の浸透により、ソフトを始めとする周辺ビジネスへとその需要の裾野を拡大

<sup>25</sup> このほか、米国でテクノロジー革命が逸早く進展したことや、情報化関連財の価格が急テンポで下落したことも(補論図表2)、需要喚起に繋がっている。

<sup>26</sup> Software Publishers Associationの調べでは、米国家庭へのパソコン普及率は、96年時点で40%に達している。因みに、経済企画庁の家計動向調査によると、わが国の家庭へのパソコン普及率は96年3月時点で17.3%、直近(98年3月時点)で25.2%となっている。

させることで、周辺ビジネスの雇用拡大をもたらす得る。米国では、部品を含めたコンピュータ本体等ハードの分野においては、国際分業の進展とともに、低付加価値品を中心にアジア諸国に一部シェアを奪われた面がある一方で、ソフトの分野では米国の競争力が国際市場で抜きん出ており、業容および雇用の拡大が著しい。コンピュータ関連産業の雇用動向をみると、コンピュータおよび事務機器製造業では、75年（世界初のパソコン発売）から84年にかけて、年率+8%の高いテンポで雇用が拡大したが、その後は、95年まで一貫して減少に転じている。その一方で、コンピュータ関連サービス業の雇用は、一貫して増加しており、とりわけ90年代に入ってから増加が目立つ（補論図表4）。その内訳をみると、コンピュータ・プログラミングや汎用ソフトでの雇用拡大の寄与が大きい（補論図表5）。

更に、最近では、2000年問題への対応も加わって、エンジニア、コンピュータ関連技術者の人手不足が深刻化しており、これら職種の賃金上昇率は他産業比高まっている（補論図表6）。こうした状況を踏まえ、政府は様々な施策を講じている。例えば、専門的な職種に従事するための外国人一時就労ビザ（H1-B guest worker program）に関する年間発給上限枠の引き上げを法制化<sup>27</sup>したほか、中長期的な人材育成に向けて、小中学校へのパソコン設置台数の拡大や、一部の州においては企業の人材育成プログラム向けの補助金交付等を行っている。

### （情報通信社会の構築と政府の取り組み）

このように米国では、テクノロジーの進歩やコンピュータ化の進展を逸早く取り入れ、同関連産業は米国が国際競争力を有する代表的な産業に成長した。こうした成長は、民間セクターにおけるイノベーションに負うところが大きいですが、連邦および州政府も同産業発展に繋がる環境整備に関し、積極的な取り組みを行っている。

政府の取り組み内容をみると、大きく分けて、ベンチャー企業のための環境整備と、情報関連のインフラ整備が挙げられる。前者は、本文でみたようにカーター以降の各政権において、ベンチャー企業のため環境整備が行われたことで、創業当初における金融面での制約が緩和され、その後のハイテク関連企業の急成長に寄与した。また、インフラ整備に関連しては、クリントン政権発足直後の92年に、ゴア副大統領が、政府主導での光ファイバー網の構築といった計画（スーパー・ハイウェイ構想）を打ち出したほか、98年4月には同構想を具体化した「次世代インター

---

<sup>27</sup> The American Competitiveness Actでは、98会計年度（97年10月～98年9月）中のビザ発行上限を現状の65千人から95千人に引き上げた後、2会計年度に亘って105千人、115千人に順次引き上げることを盛り込んでいる。

ネット」計画を発表するなど、政府の積極的な取り組み姿勢が示されている<sup>28</sup>。

## (B) 人材派遣業

米国の人材派遣業は、拡大を続けており、その雇用者数が民間雇用者数に占める比率は傾向的に上昇している。とりわけ、製造業中心に米国企業がアウトソーシングを積極化した今次景気拡大局面の初期（92～94年）において、同業界で雇用が大幅に拡大していることが分かる<sup>29</sup>（補論図表7）。なお、米国における労働者派遣に係る規制は、各州レベルに委ねられているが、特段の規制を設けていない州が多い<sup>30</sup>。

こうした人材派遣業での著しい雇用拡大の背景としては、利用サイドにある企業と人材派遣業に登録する労働者サイドの双方のニーズが、90年代に入り、格段に高まったことが挙げられる。まず、企業サイドでは、just-in-time方式の普及に代表されるように、短期的な需要の変動に対応することが以前にも増して求められており、生産資源の1つである労働力の投入量についても出来るだけflexibilityを確保することが必要となった。また、訴訟社会の進展や、レイオフの多用による労働者のモラルの低下等から、米国においても、予告無しの解雇という従来型の雇用調整が、従来に比べ困難化しているという事情も影響している。加えて、労働コスト面でも、採用に伴うコストや不確実性を人材派遣業へアウトソーシング出来る、企業に必要な基礎的な能力、例えばPCの操作技術等のトレーニングコストを転嫁し得る、福利厚生費等の削減も可能である、といったメリットを指摘出来る。

他方で、家計サイドでは、よりflexibleな労働環境を選好する傾向があること、

---

<sup>28</sup> スーパー・ハイウェイ構想が打ち出された際には、情報関連分野が極めて成長性の高い分野だけに、民間サイドが政府主導の計画に難色を示した。そうした懸念もあって、その後民間投資の拡大、競争状況の徹底、情報網の開放性維持、情報格差の発生防止、変化に対応し得る柔軟な政策対応、の5原則が掲げられ、同構想の実現に向けての取り組みの実際は、民間主導で進められることとなった。

<sup>29</sup> 労働省の調べでは（95年3月調査）、人材派遣業種の派遣先のうち製造業は39%を占めており、従来であれば製造業に分類されていた労働力の一部が、アウトソーシングの結果、非製造業に分類されるようになったことの一部が窺われる。また、ごく最近では、労働需給が逼迫する下にあって、派遣先企業のニーズを充たす人材の確保が質・量ともに困難化していることや、派遣先企業側で派遣労働者を常用雇用として採用する傾向が強まっていることもあって、人材派遣業の雇用拡大テンポは幾分鈍化している。

<sup>30</sup> 一方、わが国では、主に労働者の地位保全の観点から、例えば派遣対象先が一部の業種（26種）に限定される等の規制が残されているが、現在、派遣対象職種の原則自由化を含む労働者派遣法の改正が国会に提出されている。

学生等のように新規に労働市場に参入する者にとっては、人材派遣会社に登録することで、企業により必要とされる労働技術の修得が進むほか、同時に失業のリスクが軽減される、といった事情が指摘されている。

なお、こうした人材派遣業種の業容拡大は、労働需給のミスマッチ解消にも一定の役割を果たしてきた<sup>31</sup>。この点について、労働需給のミスマッチに関する標準的手法であるUV曲線（Unemployment & Vacancy rate curve）で確認すると（補論図表8）、UV曲線が左下方向へシフトしていることがみてとれ、90年代に入り労働需給のミスマッチが改善していることを示唆している<sup>32</sup>。

### **(C) ヘルスケア産業**

米国ヘルスケア産業も90年代に入って、急拡大した産業の1つである。この背景には、まず趨勢的な医療需要の拡大が挙げられるが、より重要な点は、医療費高騰の抑制を企図したレーガン政権以降の各種医療制度改革によって、医療サービス市場に競争原理が導入され、その結果、企業の新規参入や医療機関の効率化、医療価格の低下がもたらされたことにある<sup>33</sup>。

#### **(医療費の上昇と医療保険制度改革)**

米国の国民医療費は、医療技術の高度化に伴う医療価格の上昇等を背景に、趨勢的に増大してきた（補論図表9）。とりわけ、80年代前半には、その上昇率が高まり、

---

<sup>31</sup> 例えば、Segal and Sullivan (1997)は「It is even possible that the growth of the temporary services industry has contributed to a more efficient labor market in which unemployment rate can be lower without creating the frequent bottlenecks that may contribute to inflationary pressures.」と指摘している。

<sup>32</sup> UV曲線は、一般に景気の拡大期に労働需給が引き締まると、失業率が低下するとともに、未充足求人率が上昇するため、通常、右下がりになることが想定される。米国では、わが国のような有効求人倍率の統計がないため、ここではConference Boardが集計する求人広告指数で代用した（すなわち求人広告の増加は、未充足求人率の上昇と見做している）。これをみると、80年代後半に大きく左下方シフトした後、94年以降も、未充足求人率が一定の下で、失業率の改善が続いており、一段の下方シフトが窺える。なお、求人広告指数は、全米主要150紙の求人広告を指数化したものであり、採用ないし求人形態の多様化（例えば、インターネット等）が進んでいるとみられることを考慮すると、ある程度割引いてみる必要があるが、わが国やドイツでUV曲線が上方シフトしていることは対照的である。

<sup>33</sup> 米国の医療制度は、わが国のような国民皆保険制度ではなく、高齢者・貧困者・退役軍人を除いて民間保険が中心で、医療価格についても、公定価格は存在せず、自由な価格設定が可能である等、市場原理に拠るところが大きい。

財政支出の増大（財政赤字の拡大）を招くこととなった。これを受けて、まずレーガン政権は1983年に公的医療保険制度の抜本的改正に着手した。同改正では、メディケア（高齢者医療）に係る入院費用を出来高払い方式から定額払い方式へ変更することで、医療費の高騰を防ぐとともに、医療機関に効率化を促した。その効果は、医療支出の伸び率低下という形で顕れている<sup>34</sup>。

### （HMOの普及）

なお、その後も医療費および医療価格抑制への認識は官民ともに根強く、これがマネージドケア（managed care）と呼ばれる効率管理型医療システムの普及を促進させた。中でも、HMO（Health Maintenance Organization）と呼ばれる民間医療保険組織は、80年代に普及し始め、90年代入り後にその加入者が飛躍的に増大する形で、急速な成長を遂げてきた（補論図表10）。こうしたHMOの急速な普及の背景の1つには、企業が福利厚生費<sup>35</sup>の負担抑制策として、積極的に契約を結んでいったことが挙げられる。

HMOは、企業や個人等の会員から事前に定額の保険料を徴収し、その上で医療機関を独自に選定、実際の医療コストに関わりなく、定額の医療費を支払う仕組みをとる。すなわち、医療機関側では、HMOからの事前の支給額と実際の医療コストの差額が利益となるため、より医療コスト削減へのインセンティブが強く働くことになる。加えて、HMOは医療機関のコスト管理や医療サービス動向を常にモニタリングするとともに、会員数の増大を背景に、医療機関に対して徐々に価格交渉力を増していったとされており、医療費抑制のインセンティブはこうした面からも強化された。この間、HMO間での競争も激化しており、HMO同士の大規模合併も進められた（これは、補論図表10でプラン数の緩やかな低下傾向として顕れている）。

### （ヘルスケア産業の急成長）

このように、そもそも高齢化の進展によって、ヘルスケア市場の規模が拡大する

---

<sup>34</sup> なお、同時に医療費の定額支給化が、医療機関側のサービスの低下を招くことを防ぐために、モニタリング機関を設置し、その動向を監視した。もっとも、制度導入当初は、診療拒否あるいはコスト割れを余儀なくされた医療機関への差額支給、といった問題も顕現化したとされている。こうしたいわば負の側面としては、後述のHMOにおいても、過度の効率性追求が医療サービスの質の低下をもたらしている、との指摘が行われているのも事実である。

<sup>35</sup> 労働省の調査（96年3月）では、労働者1人当たりの時間当たりコストは、賃金が13.48ドル（72%）、福利厚生費（有給休暇や企業の福利厚生費負担、労働者災害保険等を含む）が5.34ドル（28%）の計18.82ドルとなっている。

中であって、80年代の制度改革、90年代入り後のHMOの普及<sup>36</sup>等によって、医療サービス市場は民間主導で急拡大した。こうした競争の激化は、医療効率化に向けた様々な取り組みを促すこととなり、周辺に関連ビジネスを産み出すこととなった<sup>37</sup>。その担い手には、中小のVCが多く参入したことも特徴で、例えばVCの96年の業種別投資額で、ヘルスケア産業は通信、ソフトウェアに次いで多く（本文図表33）、また同産業の成長性は株式市場でも評価されており、同関連株は一貫してS&P500を上回るパフォーマンスを示している（補論図表11）。こうした動きを反映して、医療関連雇用者数は、公務員数が相対的に縮小する一方で、民間雇用者数が高い伸びを続けている（補論図表12）。

以 上

---

<sup>36</sup> 但し、このところマネージドケアの普及率がほぼ頭打ちとなっている状態の下で、HMOの収益は悪化してきている。

<sup>37</sup> 例えば、医療機関のアウトソーシングの積極化を背景に、リハビリテーションサービス、医療スタッフの派遣サービス、在宅医療サービス等を専門に行う企業が市場に多く参入することとなった。

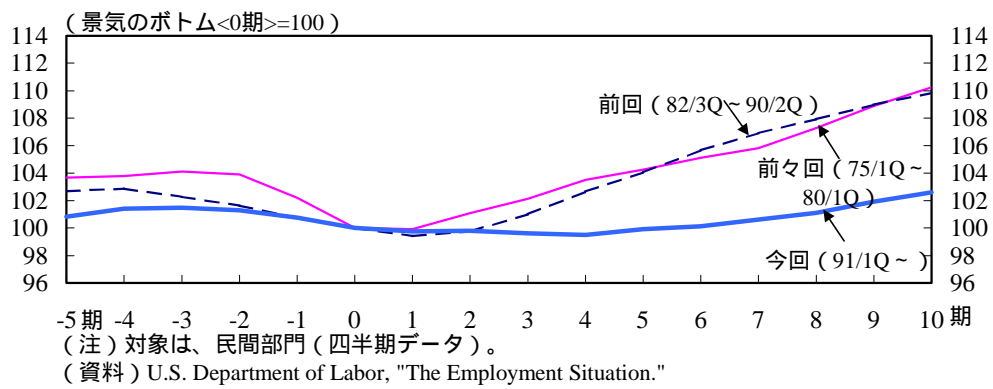
## [参考文献]

- 岡崎淳一、「アメリカの労働」、日本労働研究機構、1996年
- 小野正人、「ベンチャー起業と投資の実際知識」、東洋経済新報社、1997年
- 河口洋行、「巨大化する米国ヘルスケア産業～マネージドケア手法導入のわが国への影響～」、『IBJ』、1997年12月号
- 白川一郎、「規制緩和の経済学」、ダイヤモンド社、1996年
- 須田徹、「アメリカの税法（改訂5版）」、中央経済社、1996年
- 橋木俊詔・鯛天材樹、「わが国企業年金の制度改革：ポータビリティと確定拠出型の導入をめぐる」、『フィナンシャル・レビュー』第44号、1997年
- 日本銀行調査統計局、「平成6年度(1994年度)の金融および経済の動向」、『日本銀行月報』、1995年6月号
- 日本銀行調査統計局、「今次景気回復局面における雇用情勢について」、『日本銀行月報』、1997年5月号
- 野村総合研究所、「拡大続く米国401(K)プラン」、『財界観測』、1996年2月号
- 宮本邦男、「現代アメリカ経済入門」、日本経済新聞社、1997年
- Barry Bosworth and Gary Burtless, “Effects of Tax Reform on Labor Supply, Investment, and Saving,” *Journal of Economic Perspectives*, vol. 6, No. 1, winter 1992, pp. 3-25.
- CBO (Congressional Budget Office), “Labor Supply and Taxes,” 1996.
- CBO, “The Economic Effects of Comprehensive Tax Reform,” 1997.
- Clifford Winston, “Economic Deregulation: Days of Reckoning for Microeconomists,” *Journal of Economic Literature*, vol. XXXI, pp. 1263-1289, 1993.
- Daniel Aaronson and Daniel G. Sullivan, “The Decline of job insecurity in the 1990s: Displacement, anxiety, and their effect on wage growth,” *Economic Perspectives, Federal Reserve Bank of Chicago*, First Quarter 1998, pp. 17-43.
- Jacqueline Warnke, “Computer manufacturing: change and competition,” *Monthly Labor Review*, vol. 119, No. 8 pp. 18-29, 1996.
- James M. Poterba, “Venture Capital and Capital Gains Taxation,” *Tax Policy and the Economy*, No. 3, pp. 47-67, 1988.
- Laura Freeman, “Job creation and the emerging home computer market,” *Monthly Labor Review*, vol. 119, No. 8, pp. 46-56, 1996.

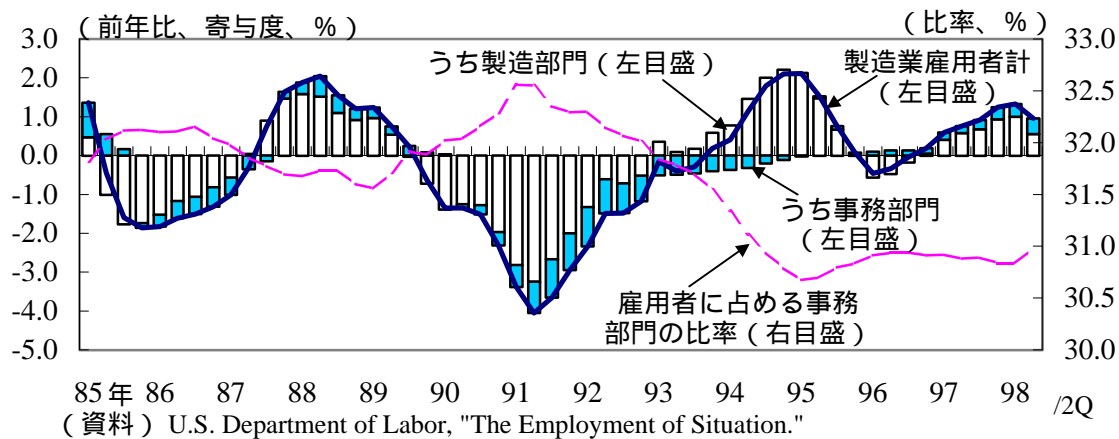


- Lewis M. Segal and Daniel G. Sullivan, "The Growth of Temporary Services Work," *Journal of Economic Perspectives*, vol. 11, Number 2, pp. 117-136,1997.
- Mary Daly, "Labor Market Effects of Welfare Reform," *FRBSF Economic Letter*, No. 97-24,1997.
- Mitchell Berlin, "That Thing Venture Capitalists Do," *Business review Federal Reserve Bank of Philadelphia*, January/February 1998.
- Nada Eissa, "Tax Reforms and Labor Supply," *Tax Policy and the Economy*, No. 10,pp. 119-151, 1996.
- OECD, "The OECD Jobs Study,"1994.
- OECD, "Employment Outlook,"1997a.
- OECD, "The OECD Report on Regulatory Reform vol. 1, synthesis,"1997b.
- OECD, "Implementing the OECD Jobs Strategy,"1997c.
- Prakash Loungani and Bharat Trehan,"Job Creation and Destruction," *FRBSF Economic Letter*, No. 97-13,1997.
- Rebecca M.Blank, "The 1996 Welfare Reform," *Journal of Economic Perspectives*, vol. 11, No. 1,pp. 169-177,1997.
- Rob Valletta,"Job Loss during 1990s,"*FRBSF Economic Letter*, No. 97-05,1997.
- Robert J. Barro,"Getting It Right,"1996.
- Steven Hipple, "Worker displacement in an expanding economy," *Monthly Labor Review*, vol. 120,No. 12, pp. 26-39,1997.
- Sveinbjörn Blöndal and Dirk Pilat, "The Economic Benefits of Regulatory Reform,"*OECD Economic Studies* ,No. 28,1997/I, pp. 7-48,1997.
- William C. Goodman, "The software and engineering industries: threatened by the technological change?"*Monthly Labor Review*, vol. 119,No. 8, pp. 37-45,1996.
- Willi Leibfritz, John Thornton and Alexandra Bibbee, "Taxation and Economic Performance," *OECD Economic Department Working Papers*, No. 176,1997.

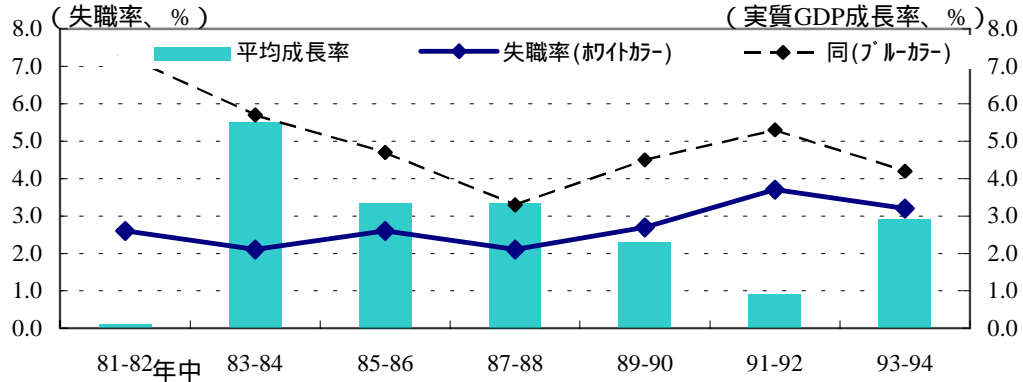
(図表1)景気回復局面における雇用 (jobless recovery)



(図表2) 製造業の雇用者数(製造・事務部門別)



( 図 表 3 ) 職種別失職率 ( ブルーカラー・ホワイトカラー )

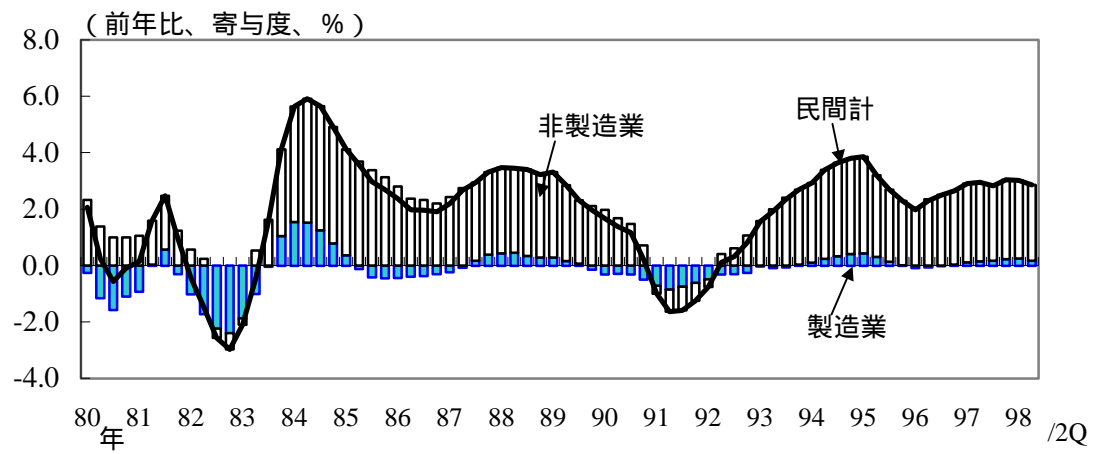


( 注 ) 失職率は、失職者を雇用者数で除したもの。

( 資料 ) Steven Hipple, "Worker displacement in an expanding economy."

U.S. Department of Commerce, "National Income and Product Accounts."

(図表4) 雇用者数(製造業・非製造業別)

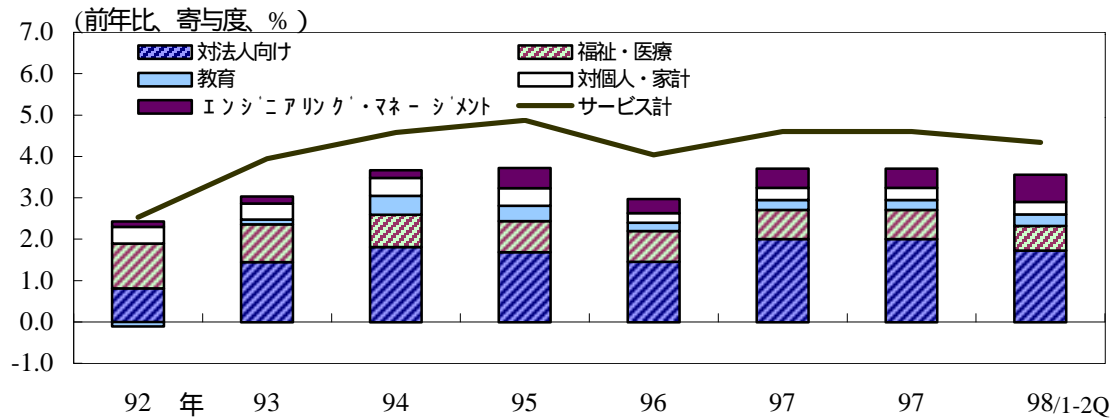


(資料) U.S.Department of Labor, "The Employment Situation."

(図表5) 雇用者数(業種別)



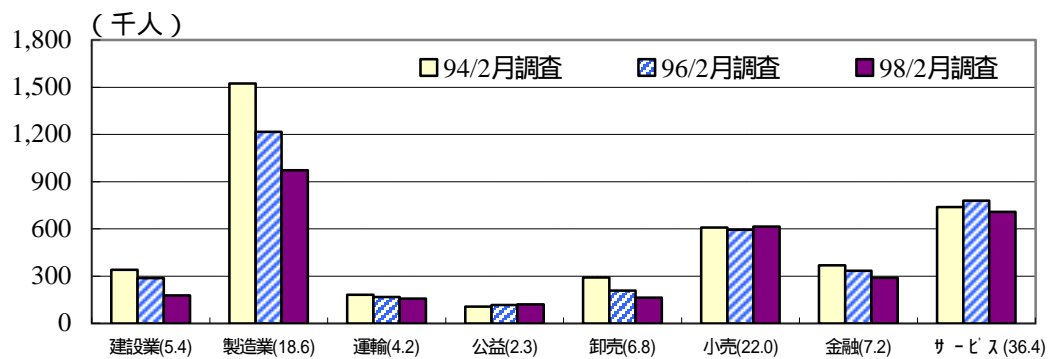
(図表6) サービス業雇用者数



(注) 対個人・家計サービスとは、清掃、育児、職業訓練等。

(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."

(図表7) 失職者数(業種別)



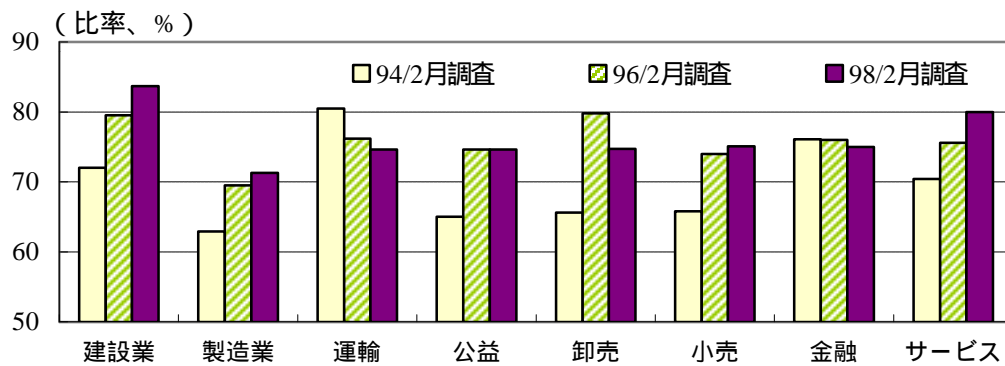
(注) 調査時点で過去3年間、3年以上従事した職を失ったことがあると回答した労働者数。

カッコ内は、98/3月時点の雇用者数(単位:百万人)。

(資料) U.S. Department of Labor, "Worker Displacement During the Mid-1990s."



(図表8) 再就職比率(業種別)



(注) 再就職比率は、当該産業における失職者のうち調査時点で再就職している労働者の比率。  
(資料) U.S. Department of Labor, "Worker Displacement During the Mid-1990s."

(図表9) 再就職後の賃金水準 (94/2月調査 98/2月調査)

	20%以上		0% ~ 20%		左記計		0 ~ +20%		+20%以上	
計	30.1	21.0	16.5	16.8	46.6	37.8	26.3	25.3	17.2	21.5
建設業	35.3	21.1	14.4	15.6	49.7	36.7	33.2	33.0	12.3	10.1
製造業	33.0	24.8	17.5	12.8	50.5	37.6	25.0	23.4	15.4	18.8
運輸・公益	34.1	36.0	13.8	18.6	47.9	54.6	21.6	14.3	18.0	14.9
卸売・小売	30.7	20.7	16.8	16.0	47.5	36.7	22.4	25.1	19.6	25.4
金融・保険・不動産	26.0	19.3	15.3	25.1	41.3	44.4	27.9	30.4	15.8	15.8
サービス	24.1	13.7	17.6	18.8	41.7	32.5	30.0	26.0	19.8	29.5

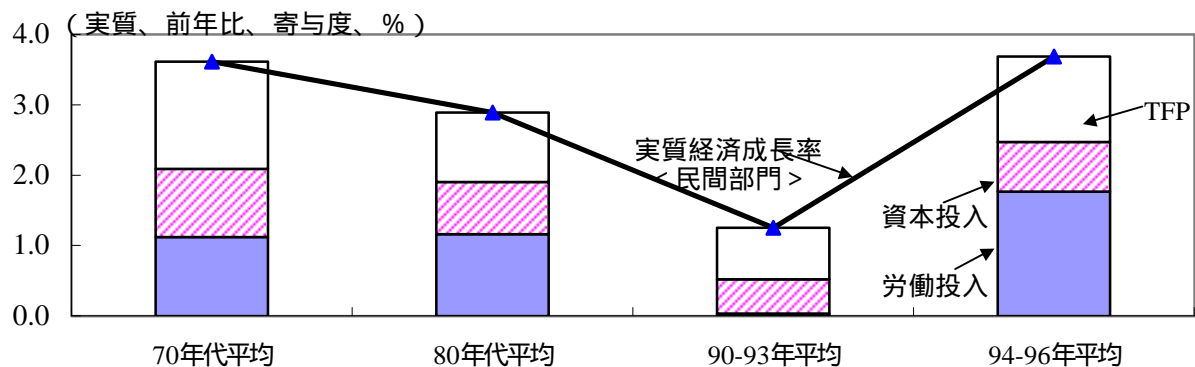
(注) 未回答もあるため、列の和は必ずしも100にならない。

(資料) U.S.Department of Labor, " Worker Displacement During the Mid-1990s. "

(図表10) 米国における代表的な規制緩和実施例

業界	政権	規制緩和に向けた法改正・措置	主要内容
航空	カーター	・78年航空規制緩和法	・参入・退出の自由化 ・料金規制の廃止 ・85年CAB(民間航空局)解散
トラック 輸送	カーター クリントン	・80年自動車輸送事業者法 ・94年トラック運送業規制改革法	・参入・料金規制の緩和 ・完全自由化
通信	レーガン クリントン	・司法省とAT&Tの和解成立 (82年、同意審決) ・84年AT&T分割実施 ・96年連邦通信法	・AT&Tの分割決定 ・長距離電話の自由化 ・AT&Tの情報サービス業参入 ・地域、長距離、ケーブルTV、 放送業界垣根の撤廃(完全自由 化)
石油	レーガン	・81年価格統制解除	
天然ガス	レーガン	・85年パイプラインの無差別公開 ・87年全米ガス価格統制解除法	・パイプライン業者は販売会社 からガス輸送会社へ転換 ・93年にガス価格自由化

(図表11) 民間成長率の要因分解



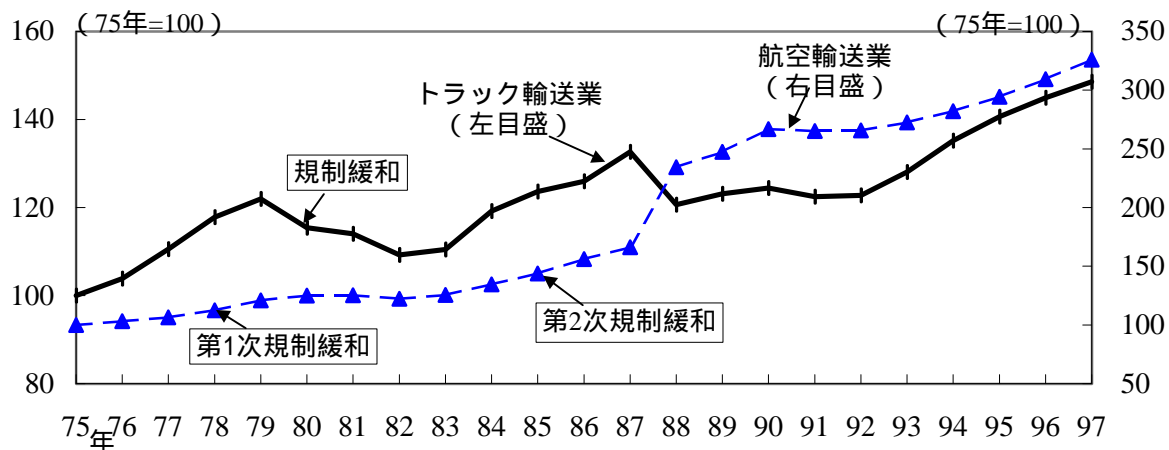
(注) 要因分解は、次式に基づく。

$$\text{成長率} = \text{労働分配率} * \text{労働力伸び率} + \text{資本分配率} * \text{資本ストック伸び率} + \text{全要素生産性 (TFP) 伸び率}$$

(資料) U.S.Department of Commerce, " Fixed Reproducible Tangible Wealth ",

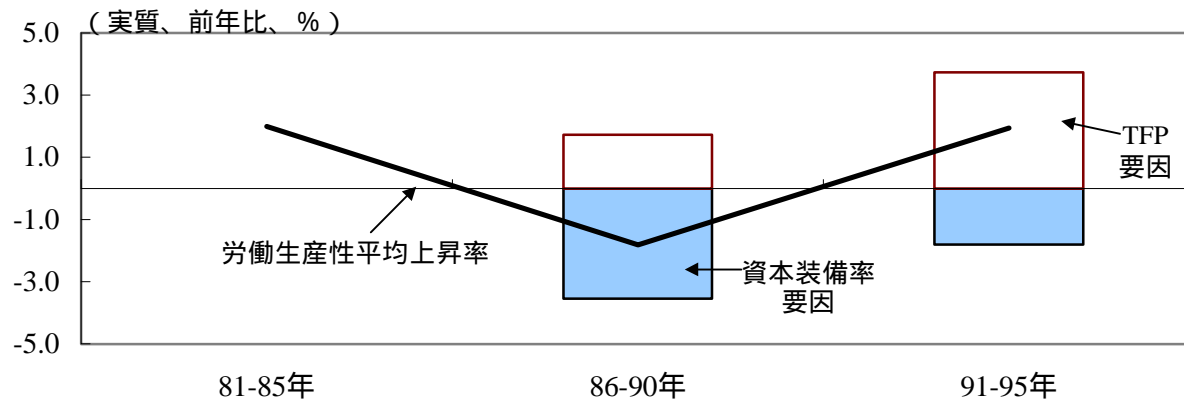
" National Income and Product Accounts " . U.S.Department of Labor, " Productivity and Costs " .

(図表12) 雇用者数(輸送産業)



(資料) U.S.Department of Labor, "The Employment Situation."

(図表13) 労働生産性要因分解 (輸送産業)



(注) TFP要因は労働生産性上昇率から資本装備率寄与を差引いた残差により算出。

(資料) U.S. Department of Commerce, "Fixed Reproducible Tangible Wealth",  
 "National Income and Product Accounts". U.S. Department of Labor, "The Employment Situation".

(図表 1 4) 航空産業における規制緩和の経済効果 (OECD試算)

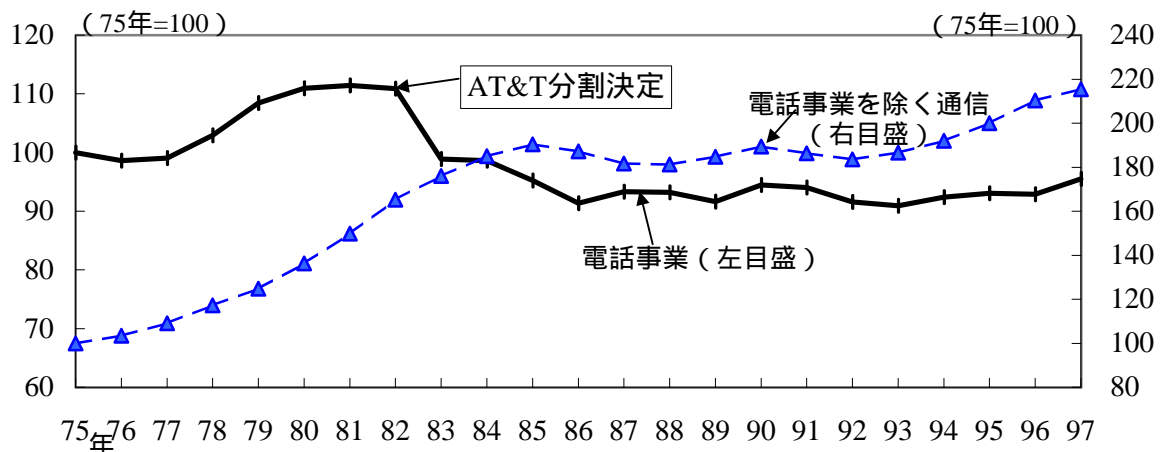
(変化率、%)

	米国	日本	独	仏	英
労働生産性	48	30	15	25	5
産出価格	20	10	6	6	3
誘発需要	59	15	9	9	4
雇用者数	8	8	1	8	1

(注) 米国の計数は、航空産業の規制緩和によって78-93年にかけて実現した累積経済効果。他国は将来の規制緩和によって期待される潜在的な経済効果。

(資料) Blöndal and Pilat, "The Economic of Regulatory Reform", 1998.

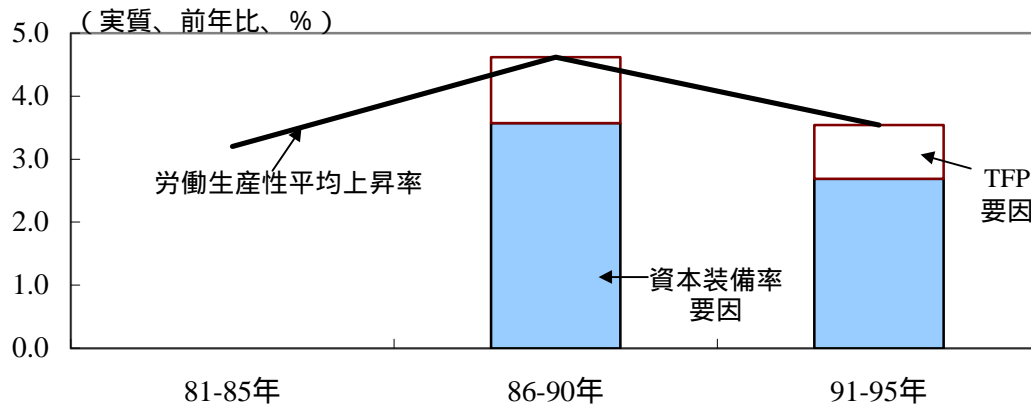
(図表15) 雇用者数(通信産業)



(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."



(図表16) 労働生産性要因分解 (通信産業)



(注) TFP要因は労働生産性上昇率から資本装備率寄与を差引いた残差により算出。

(資料) U.S. Department of Commerce, "Fixed Reproducible Tangible Wealth",  
"National Income and Product Accounts". U.S. Department of Labor, "The Employment Situation".

(図表 17) 電気通信分野における規制緩和の潜在的経済効果 (OECD試算)

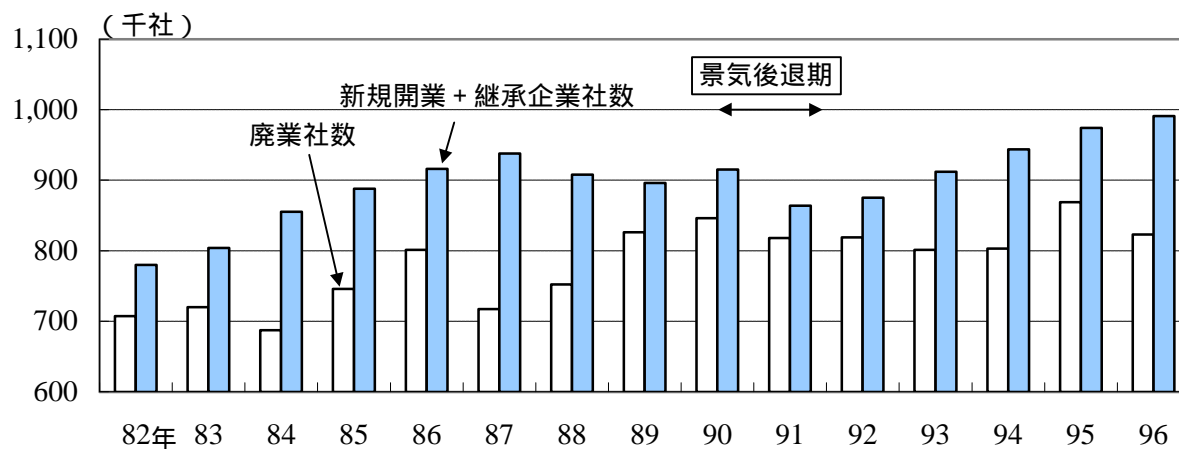
(変化率、%)

	米国	日本	独	仏	英
労働生産性	10	15	30	40	20
資本生産性	10	40	40	50	20
産出価格	6	16	23	30	13
誘発需要	3	8	11	15	6
雇用者数	3	8	11	7	2

(注) 規制緩和によって期待される潜在的な経済効果。

(資料) Blöndal and Pilat, "The Economic of Regulatory Reform", 1998.

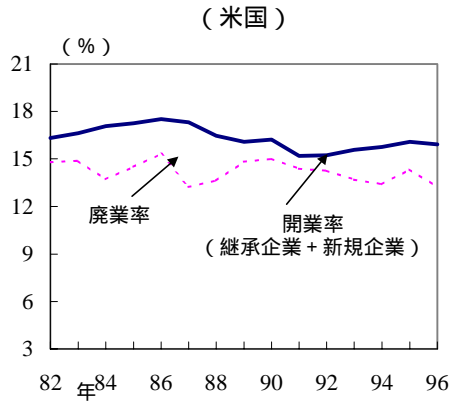
(図表18) 企業の開業・廃業社数



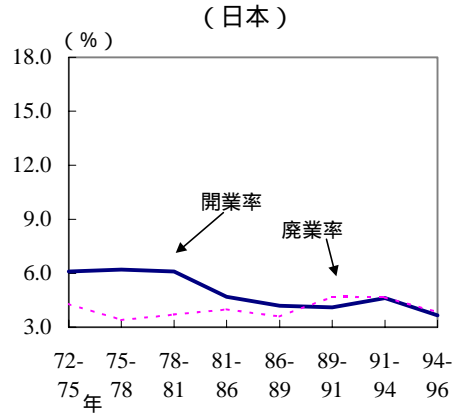
(注) 継承企業とは、新規企業または既存の企業が買収した企業。

(資料) 『ベンチャー企業と投資の実際知識』

( 図表19 ) 開業・廃業率( 米国・日本 )



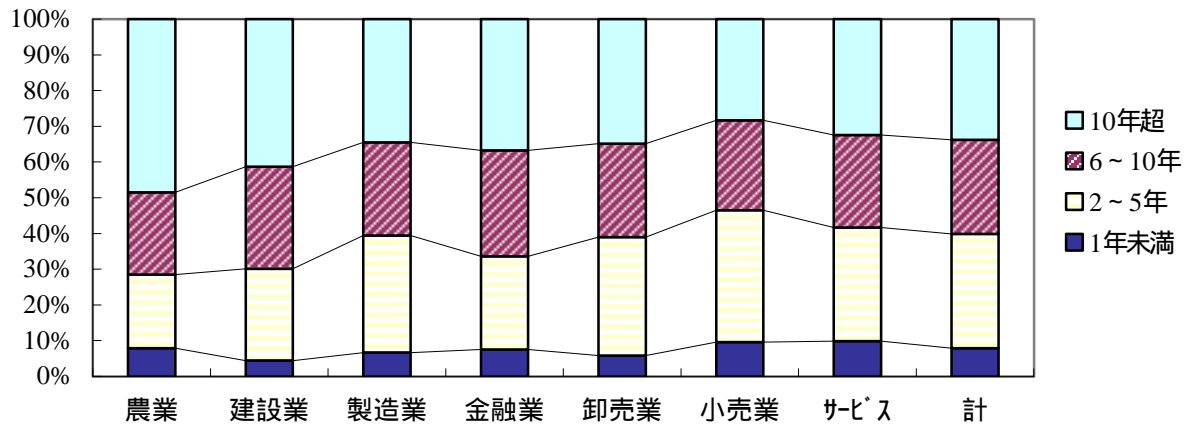
( 資料 ) 『ベンチャー企業と投資の実際知識』



( 注 ) 事業所ベースであるため、事業所の移転や支店等の設置を含む。

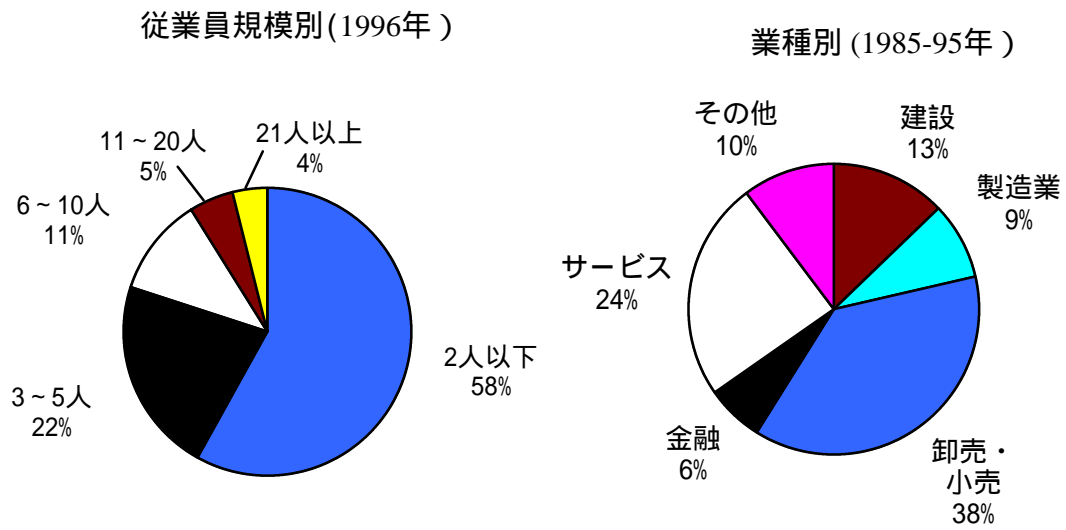
( 資料 ) 国民金融公庫総合研究所 『新規開業白書』

(図表20) 企業倒産(設立年数別)



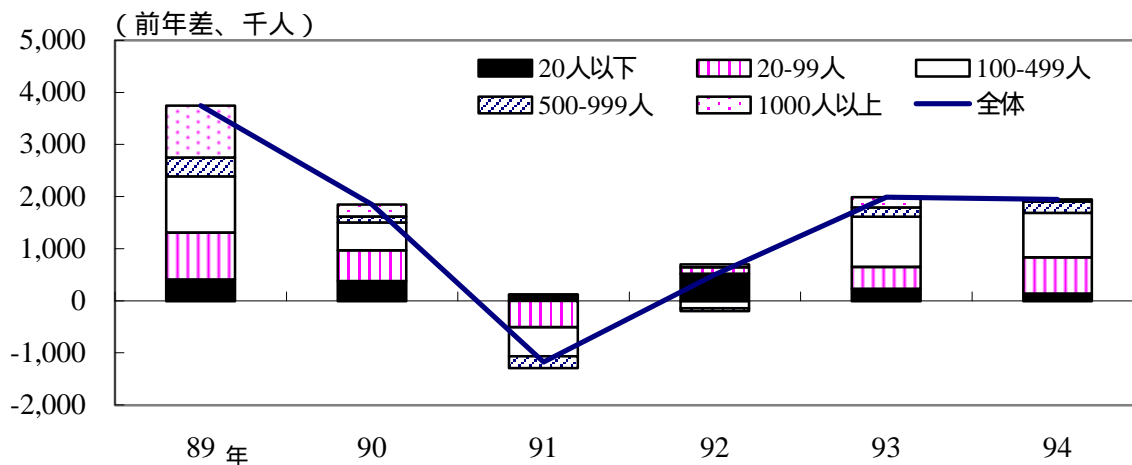
(資料) Federal Reserve Bank of Cleveland, "Economic Trends."

(図表 2 1) 企業設立 (従業員規模別、業種別)



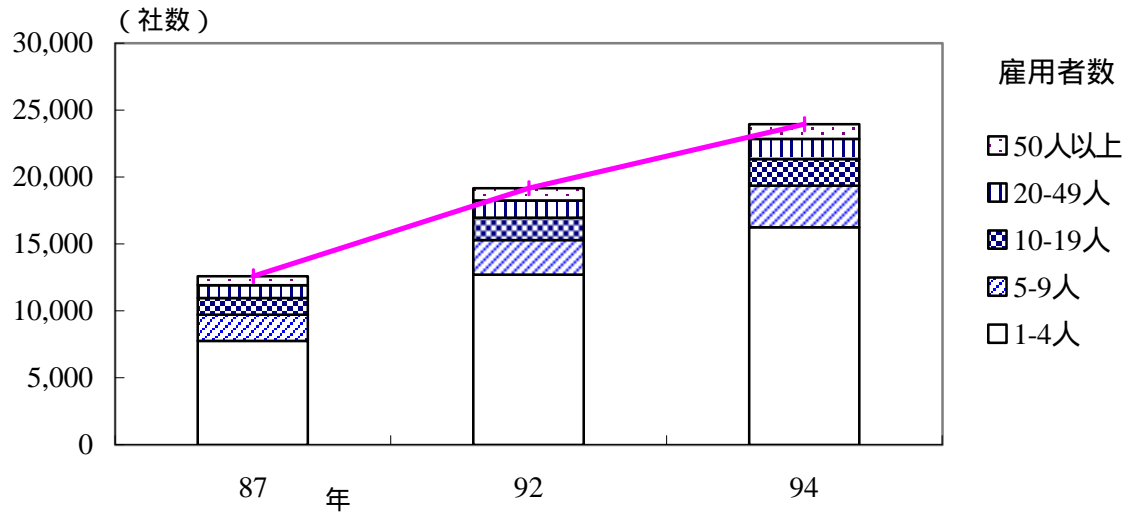
(資料) Federal Reserve Bank of Cleveland,  
"Economic Trends."

(図表 2 2) 景気の後退期から回復期にかけての雇用者増減 (従業員規模別)



(資料) U.S.Department of Commerce, "Statistical Abstract of the United States".

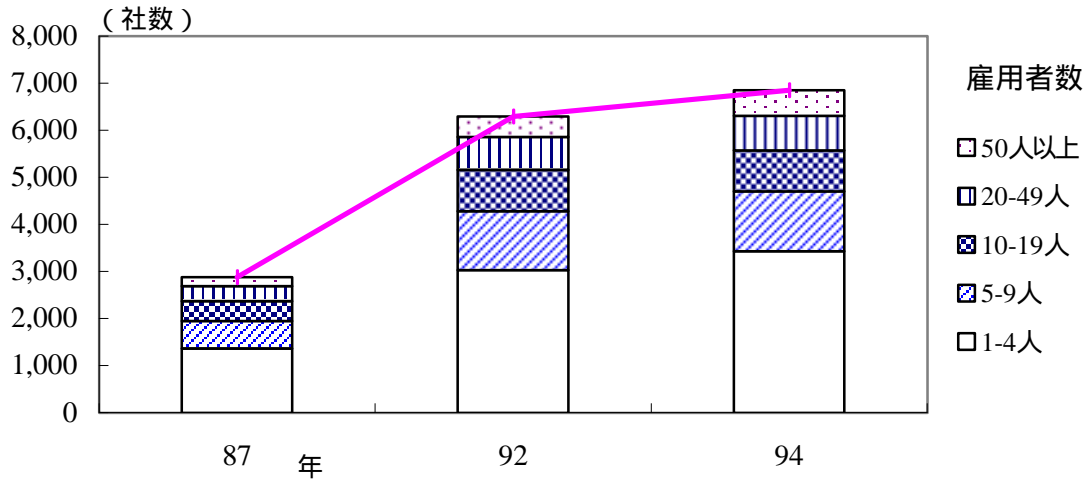
(図表23) コンピュータ・プログラミング開業社数(従業員規模別)



(資料) U.S.Department of Commerce

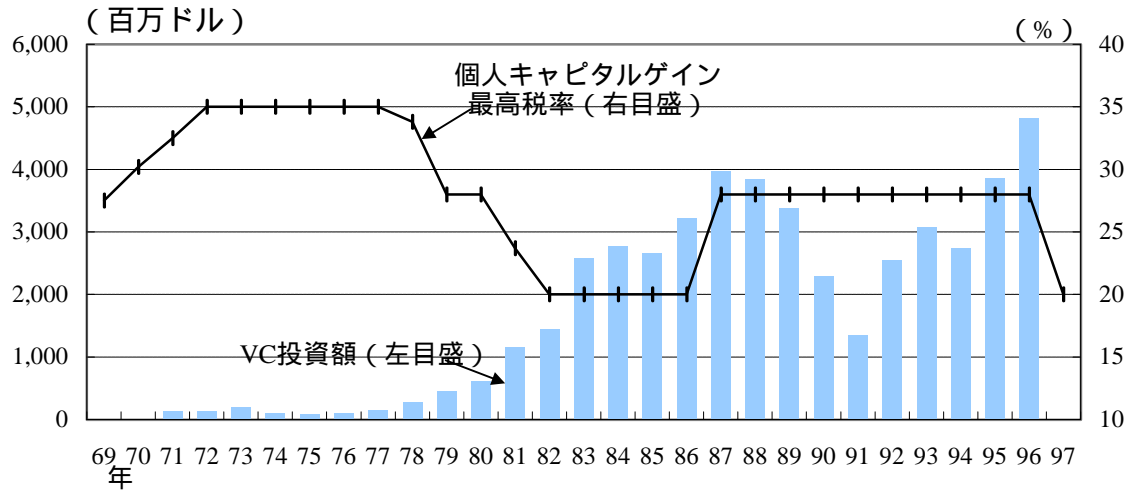


(図表24) 汎用ソフト開業社数(従業員規模別)



(資料) U.S. Department of Commerce

(図表25) ベンチャー・キャピタル投資額



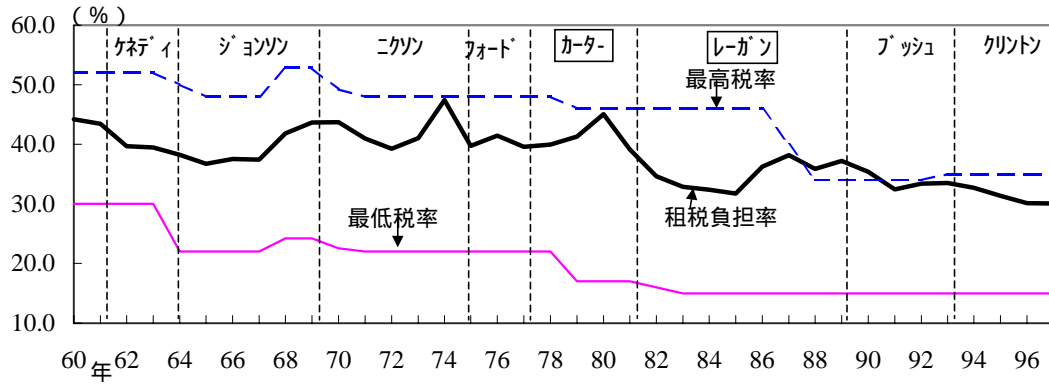
(注) VC投資額の97年実績は、n.a。

(資料) 『ベンチャー企業と投資の実際知識』

( 図表 2 6 ) 法定最高税率の推移

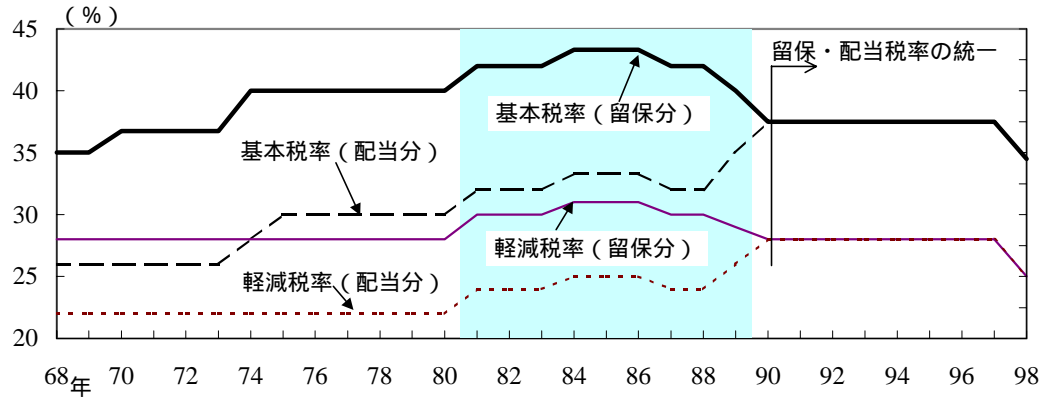
年	個人雑・外・ゲイ税率	個人所得税率	法人税率
1969	27.5%	77.0%	52.8%
1970	30.2	71.75	49.2
1971	32.5	70.0	48.0
1972	35.0		
1978	33.8		
1979	28.0		46.0
1981	23.7		
1982	20.0	50.0	
1987	28.0	38.5	40.0
1988		28.0	34.0
1991		31.0	
1993		39.6	35.0
1997(8月)	20.0		

( 図 表 27 ) 米 国 の 法 人 税 率 ( 法 定 税 率 、 租 税 負 担 率 )



( 注 ) 租 税 負 担 率 = 一 般 政 府 法 人 税 受 取 / 税 引 き 前 企 業 収 益 ( 在 庫 ・ 資 本 減 耗 評 価 調 整 後 )  
 ( 資 料 ) U.S.Department of Commerce, " National Income and Product Accounts. "

( 図表28) 日本 の法人 税率( 法定基本 税率、軽減税率)

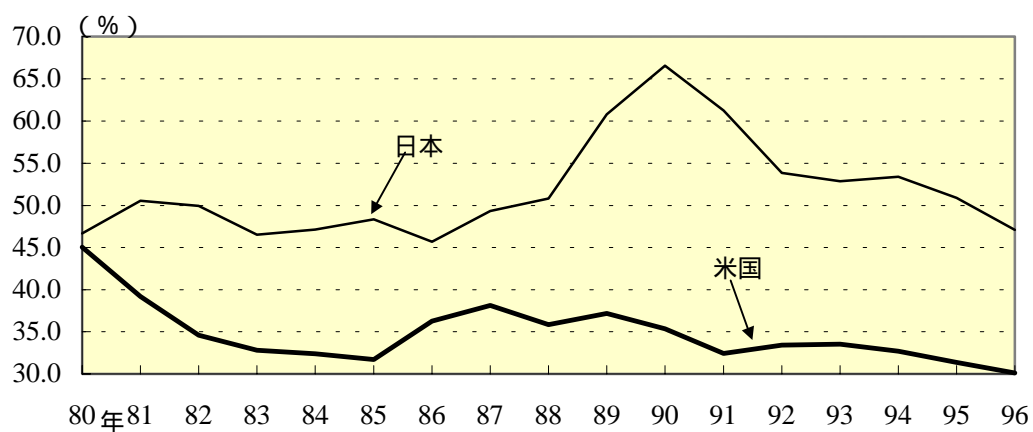


( 注) 税率は、普通法人の各事業年度の所得に対する基本税率、軽減税率は、資本金が1億円以下の法人及び800万円以下の社団法人に適用。

シャドーは、米国でレーガン政権の下、法人減税が実施された時期。

( 資料) 大蔵省『財政金融統計月報』

( 図表 29 ) 法人 租税負担率( 米国・日本 )



( 注 ) 日本は、国民所得統計上の民間法人所得税/民間法人所得 ( 配当前 )  
米国は、NIPA 統計上の法人税/企業収益 ( 在庫・資本減耗評価調整後 )

( 資料 ) 経済企画庁 『国民所得統計』

U.S.Department of Commerce, “ National Income and Product Accounts. ”

(図表 30) 業種別資本ストック・有利子比率

(単位：%)

業種	資本ストック 比率	設備	構造物	在庫	土地	無形 資産	有利子 比率
農業	0.6	21.6	5.1	8.9	63.7	0.7	15.9
建設	1.1	26.5	1.8	49.9	20.3	1.5	8.0
紙パ	1.0	40.3	18.9	22.4	11.4	7.0	26.8
化学	2.1	36.3	12.0	23.7	6.3	21.7	16.9
一般機械	7.0	23.2	13.3	39.7	6.1	17.7	16.0
輸送・通信	9.0	42.4	49.3	3.8	3.8	0.7	25.5
流通	10.1	12.3	8.3	62.9	12.3	4.2	31.3
金融	0.4	1.4	15.3	0.6	54.3	28.4	60.5
不動産	22.8	0.0	74.7	0.0	25.3	0.0	78.7
サービス	1.4	52.9	29.4	4.1	5.7	7.8	50.3
計	100	12.6	38.2	16.8	27.4	4.9	n.a.

(注) 資本ストック比率は、全資本ストックに占める当該業種の比率。

輸送・通信は、公共関連を含み、自動車を除くベース。

(資料) CBO “The Economic Effects of Comprehensive Tax Reform.”

( 図表31 ) VCに関する制度的枠組の整備および中小企業振興策

78 年歳入法 (1978 Revenue Act)改正	・キャピタル・ゲインに係る税率引き下げ( 49.5% 28% )
79 年従業員退職所得法 ( ERISA ) 一部改正	・ブルーデントマン・ルール ( Prudent Man Rule ) を緩和。これにより、年金基金の運用対象として、VC を含めたハイリスク投資を容認。
78-79 年 SEC 株式公開基準の緩和	・株式公開手続き、報告事務等の簡素化。
80 年中小企業投資促進法 (Small Business Investment Incentive Act)	・VC を企業育成会社と定義。これにより、SEC の規制対象となる投資顧問業者と明確に区別。
80 年 ERISA 一部改正	・セーフ・ハーバー ( Safe Harbor ) 規制の緩和。VC の運用者が年金基金の運用受託者でないことを明示し、運用受託者に課せられる各種規制から解放。
81 年経済再建租税法 ( Economic Recovery Tax Act )	・キャピタル・ゲインに係る税率引き下げ( 28% 20% )
81 年中小企業革新促進法 ( Small Business Innovation Development Act )	・高度の技術を有する中小企業への開発補助金制度の創設。

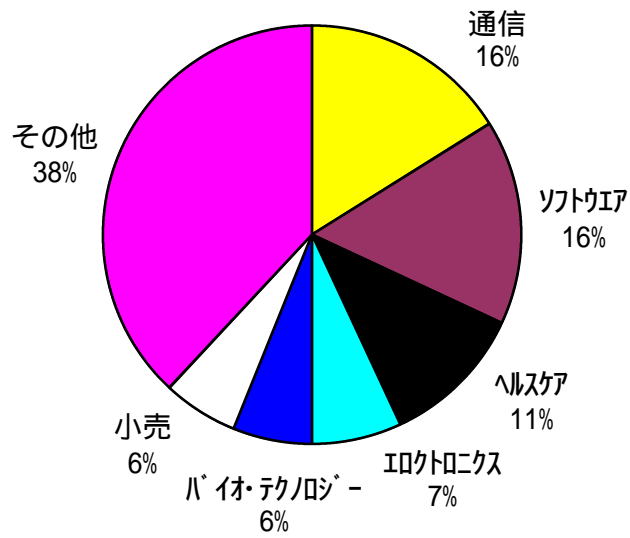


( 図表32 ) VC資金供給状況

	1978 年	1995-96 年平均
銀行、保険	16%	11.5%
財団・基金	9	21
<b>年金</b>	<b>15</b>	<b>39</b>
法人	10	10
個人	32	12.5
その他	18	4.5

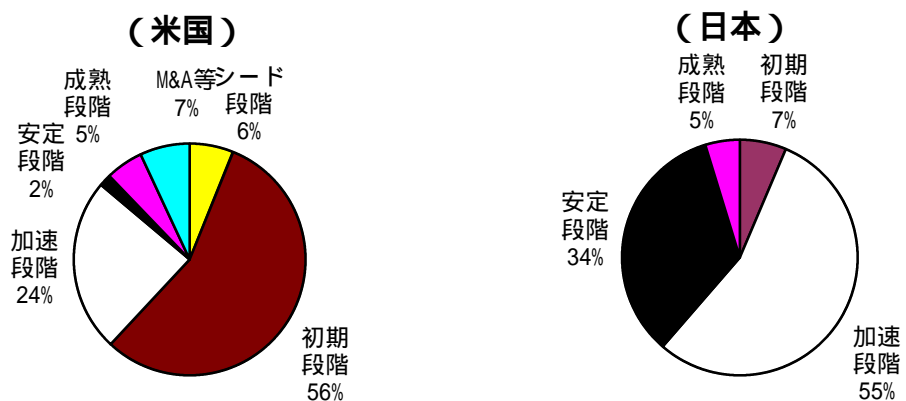
( 資料 ) Berlin, "That Thing Venture Capitalists Do" ,1998.

(図表33) ベンチャー・キャピタル投資先(業種別、96年中)



(資料) Coopers & Lybrand

(図表34)ベンチャー・キャピタルの投資先企業(成長段階別、米国・日本)



(注)ベンチャーの成長段階をシード 初期 加速 安定 成熟に分類。件数ベース。  
(資料)中小企業庁『中小企業白書』

(図表35) 米国における再就職援助プログラム(労働政策)

年	政 権	法・政策・プログラム	内容
83 年	レ ー ガ ン	職業訓練協力(JTPA)法 (職業訓練に関する基本法)	・経済的に不利な立場にある者、失職者等に対して職業訓練や雇用援助サービスを実施し、 <b>長期持続可能な就労を促す</b> ことを目指した法律(具体的な施策は州・地方政府に権限を委譲)。 左記 JTPA に基づくプログラムは以下のとおり 貧困者へのプログラム 失職者へのプログラム 夏季若年者雇用訓練プログラム Job Corps(高校中退者向け) 退役軍人等に対するプログラム
93 年	ク リ ン ト ン	再就職援助プログラム	・失業給付の受給者に対する <b>プロファイリング</b> により再就職が困難な者を把握、その上で再就職に必要な援助を実施。
		再就職ボーナス	・上記で再就職が困難とされた者が短期間(12週間以内)で、かつフルタイムで再就職し、4ヶ月以上雇用が持続した場合一時金を支給( <b>再就職へのインセンティブ</b> )。
		自営業援助プログラム	・事業を開始しようとする失業者に対し、 <b>経営手法に関する教育訓練</b> を実施。
94 年	ク リ ン ト ン	School-to-Work 法	・学校から職場への円滑な移行を目指すプログラムについて法整備( <b>民間企業との連携により企業の要求する技能を的確に把握</b> )。
		The Goal 2000 教育法	・教育改革と全国的な <b>技能基準の創設</b> (上記 School-to-Work 法をバックアップ)。
96 年		福祉制度改革	・早期就職を促すため、生活保護手当の生涯支給期間を制限、また、 <b>手当支給開始後2年以内に求職活動を行うことを義務付け</b> (1935年来の福祉制度改革を実行)。

(資料) 岡崎淳一(1996)

(図表 36) 米国職業安定所 (公共・民間) の概要

	運用主体	サービス内容	提供手段の特徴
公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府が、各州に補助金を支給 (Wagner-Peyser 法)</li> <li>・連邦が定める一定の基準の下で各州がそれぞれの状況に応じ独自のサービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各州毎異なる</li> <li>・連邦基準は、以下のとおり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>求職者に対する就職のための援助</li> <li>求人者への求人充足のための援助</li> </ul> </li> <li><b>求人と求職のマッチングの促進</b></li> <li><b>他州との労働市場情報の相互提供システムへの参加</b></li> <li>雇用保険給付の際の work-test の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所で受理された求人を州のコンピュータ・システムに登録、州内の他地域で提供</li> <li>・連邦政府が<b>州内の需給ミスマッチ解消のため AJB (America's Job Bank) を運営</b>、各州は州内で充足困難な求人あるいは求人全てを AJB に登録</li> </ul>
民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間職業紹介所及び人材派遣業は各州の管轄 (規制の有無・内容も各州異なる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>人材派遣事業</b>のサービスは、登録型の派遣事業のほか、従業員リース、人事管理サービス、試験的雇用サービスなど様々な形態が存在し、近年急拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働省は、幅広い雇用機会の提供、求職期間の短縮化を目指し、<b>公共職業安定所と人材派遣事業との連携を推進</b></li> </ul>

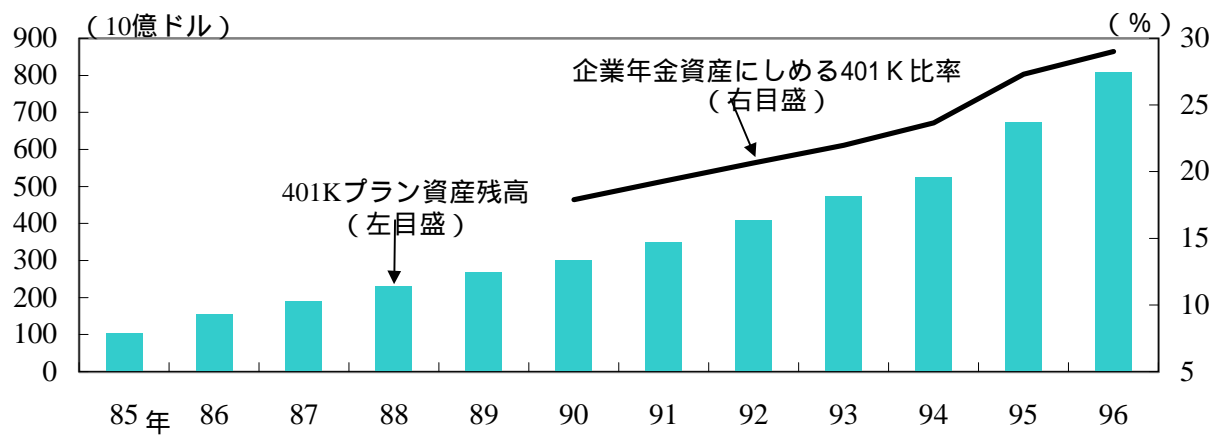
(資料) 岡崎淳一 (1996)

#### 労働市場に関する情報整備の概要

One-Stop Career センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用・職業訓練 (JTPA に基づくプログラム等) に関する情報を 1ヶ所 (従来は複数の機関) で受けることが出来る体制を確立するため、センターの全国展開を目指す (<b>効率的な就職活動促進</b>)。</li> </ul>
労働市場情報システム (LMI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・産業経済動向、州・地域別雇用状況、労働者の供給状況、州・産業別に必要とされる技能や賃金等の情報、などを全国規模のシステムによって<b>迅速に提供</b>することを目指す (<b>産業間・地域間の需給ミスマッチの解消</b>)。</li> </ul>

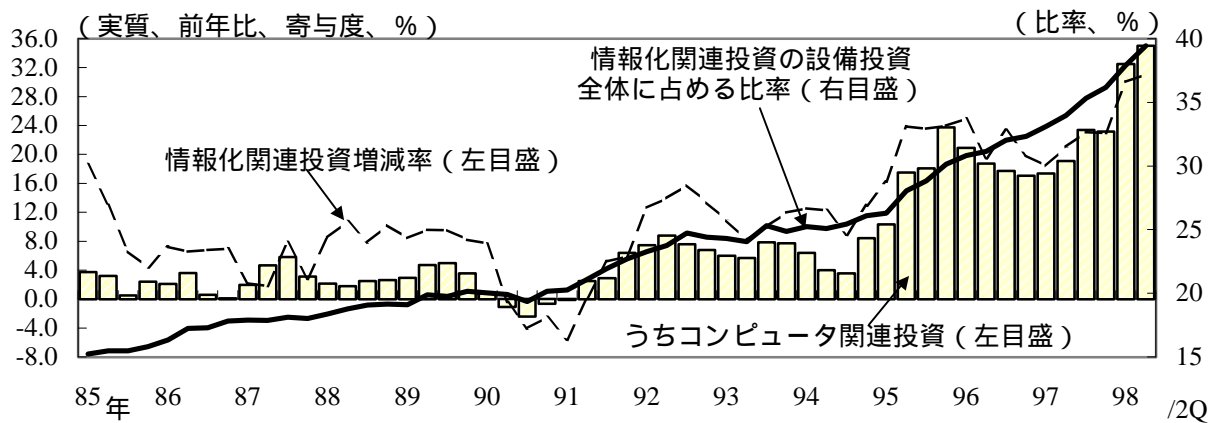
(資料) 岡崎淳一 (1996)

(図表37) 401(K)プラン



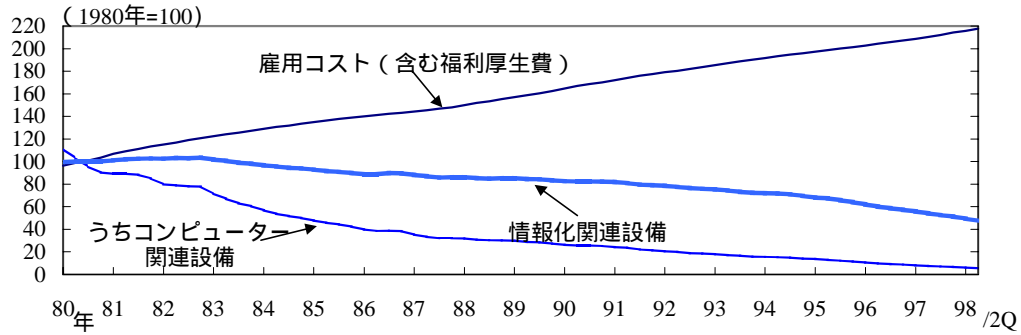
(資料) U.S.Department of Commerce, " Statistical Abstract of the United States. "

(補論図表1) 企業の情報化関連投資



(資料) U.S.Department of Commerce, "National Income and Product Accounts."

(補論図表2) 情報化関連財の価格

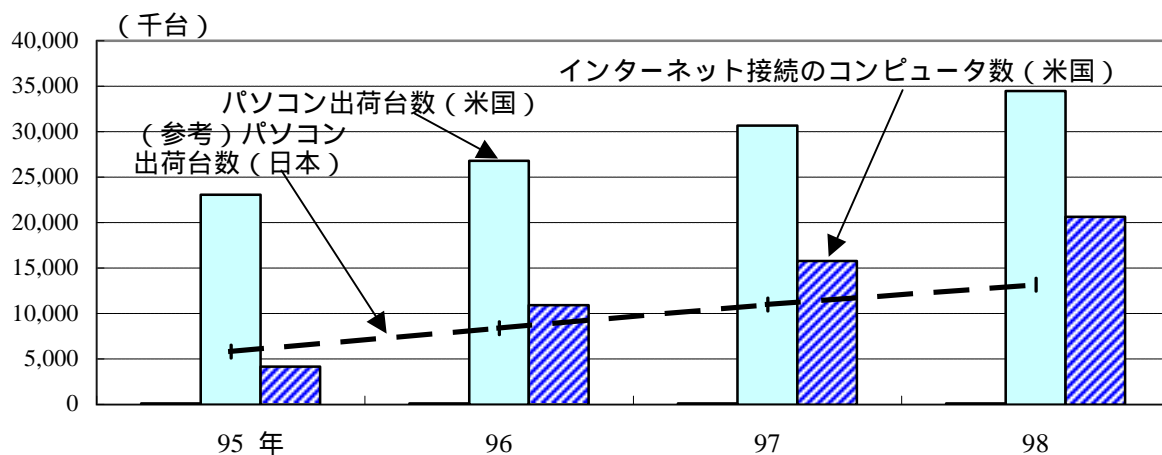


(注) 雇用コストは、ECI統計(民間ベース)。その他は、GDP統計。

(資料) U.S.Department of Commerce, "National Income and Product Accounts."  
U.S.Department of Labor, "Employment Cost Index."



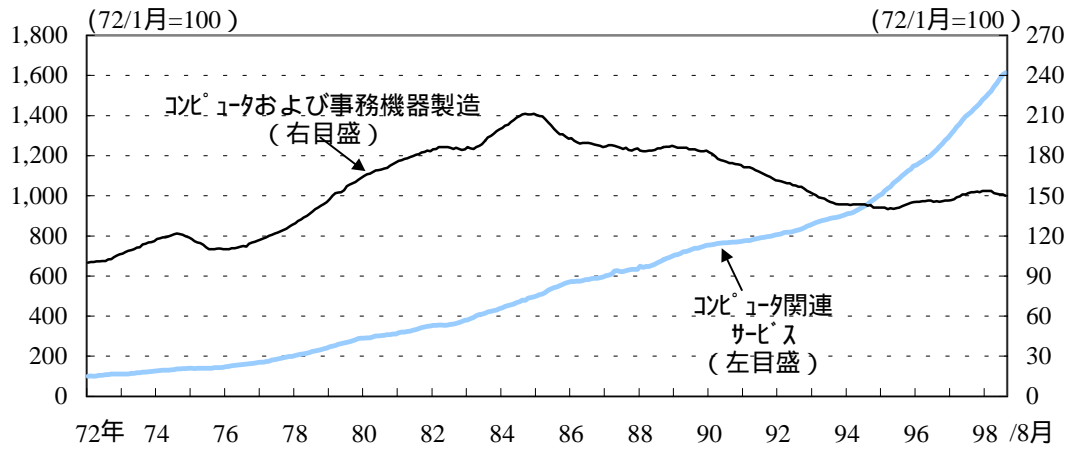
(補論図表3) パソコン出荷



(注) インターネット接続数は、1月時点。

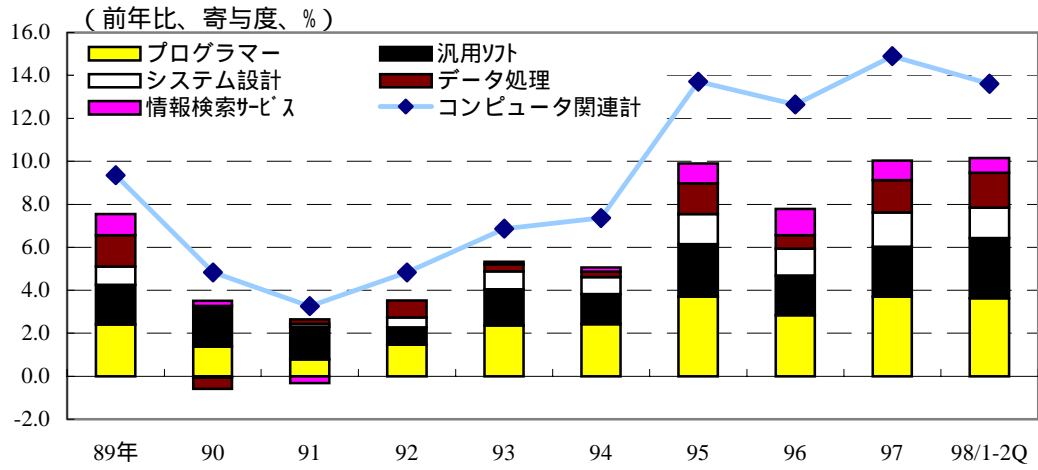
(資料) パソコン出荷台数は、IDC。インターネット接続数は、Network Wizards(www.nw.com)。

(補論図表4) コンピュータ関連雇用(ハード・ソフト)



(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."

( 補論図表5) コンピュータ関連サービス雇用 (内訳)



(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment of Situation."

(補論図表6) 業種別賃金上昇率

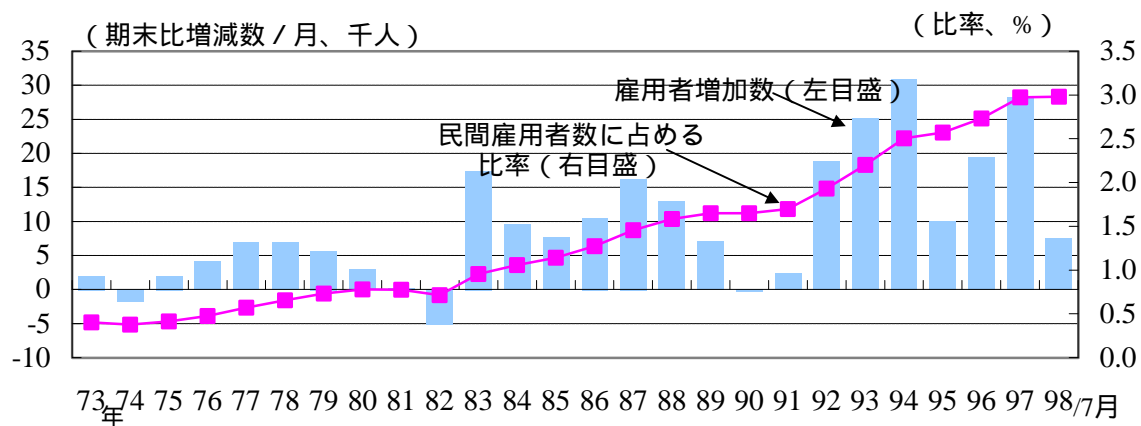
(前年比、%)

	民間計 <12.3>	製造業 <13.2>	小売業 <8.3>	サービス計 <12.3>	人材派遣 <9.6>	コンピュータ <20.1>	エンジニア <17.1>
95年	2.8	2.5	2.6	3.1	5.0	3.6	2.8
96年	3.4	3.2	3.9	3.5	4.6	5.5	3.6
97年	3.9	3.1	4.4	4.1	4.9	7.0	4.7
98年	4.1	2.9	5.0	4.4	5.2	5.2	4.1

(注) < >内計数は、時間当たり賃金水準(単位：ドル、97年平均)。98年は、1-2Qの前年比。

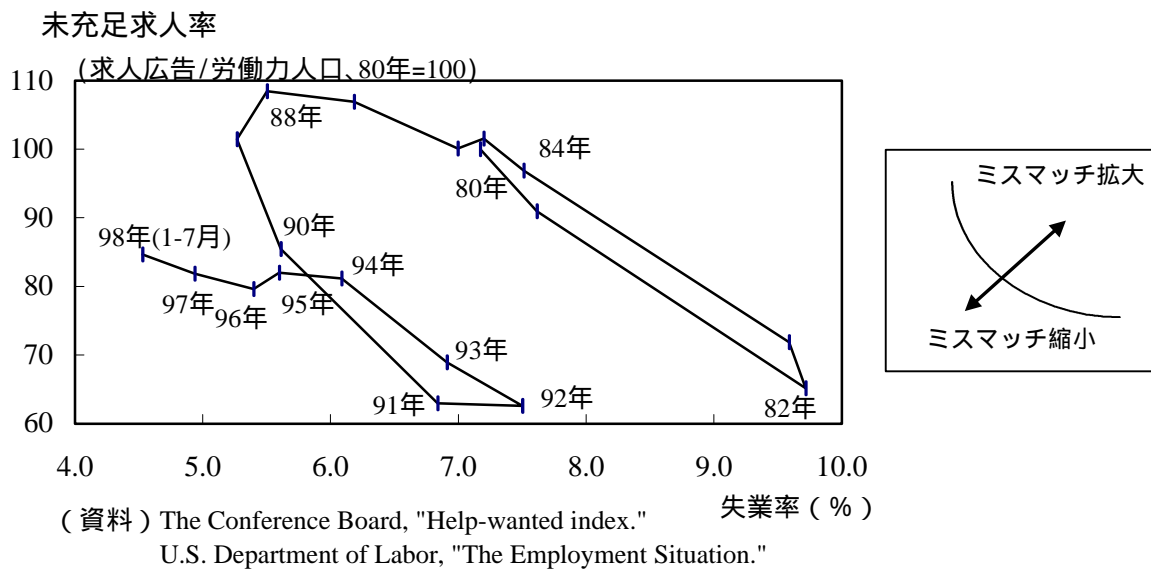
(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."

(補論図表7) 人材派遣業雇用

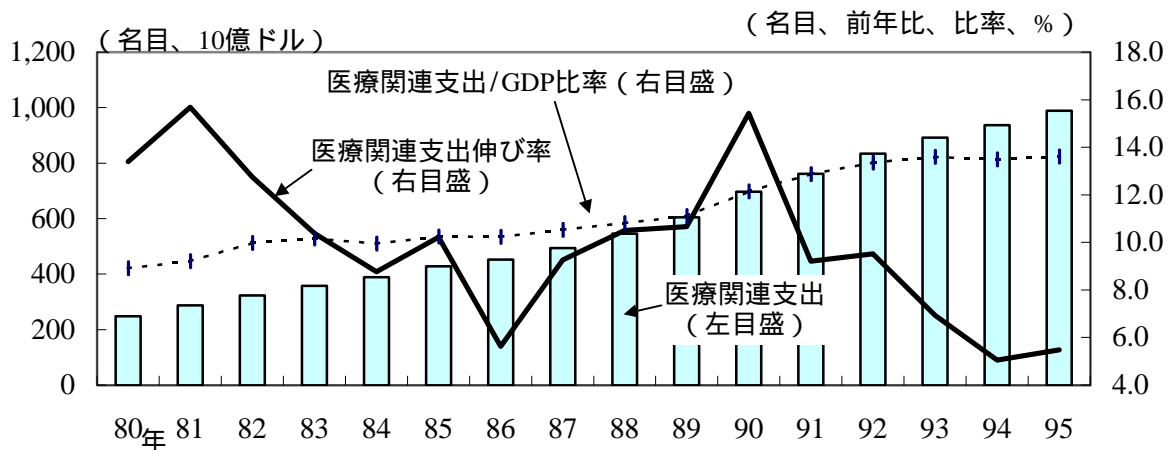


(注) 雇用者数には、人材派遣会社のプロパー職員も含む。  
 (資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."

(補論図表8) 米国UV曲線



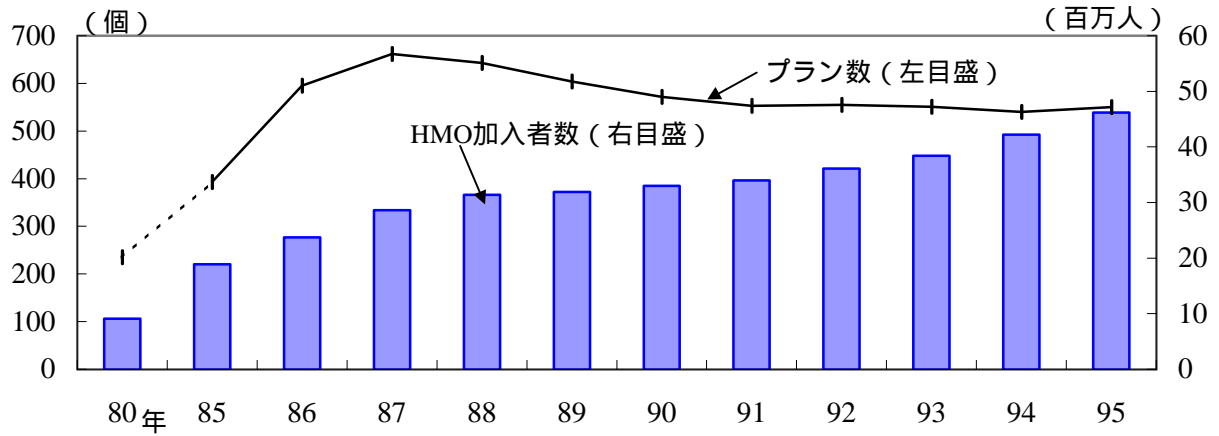
(補論図表9) 医療関連支出



(注) 医療関連支出は民間・政府の合計。

(資料) U.S.Department of Commerce, "Statistical Abstract of the United States".

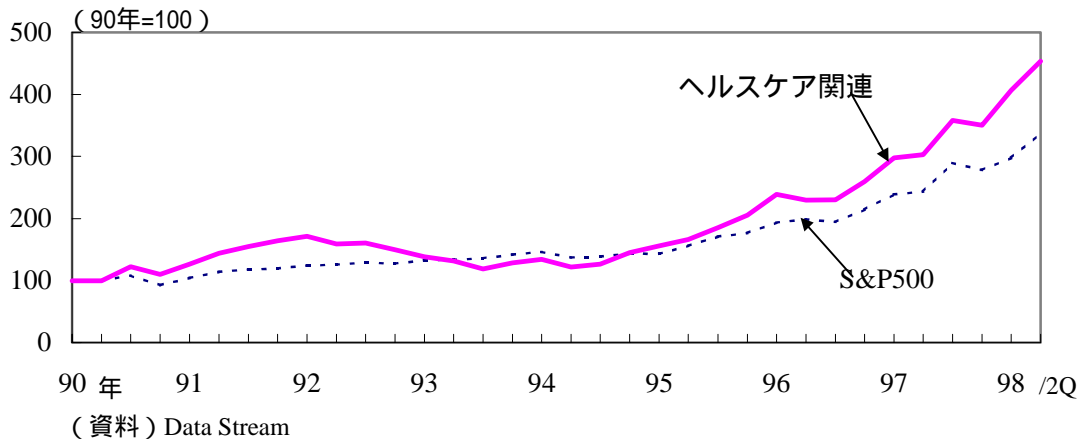
(補論図表10) HMO



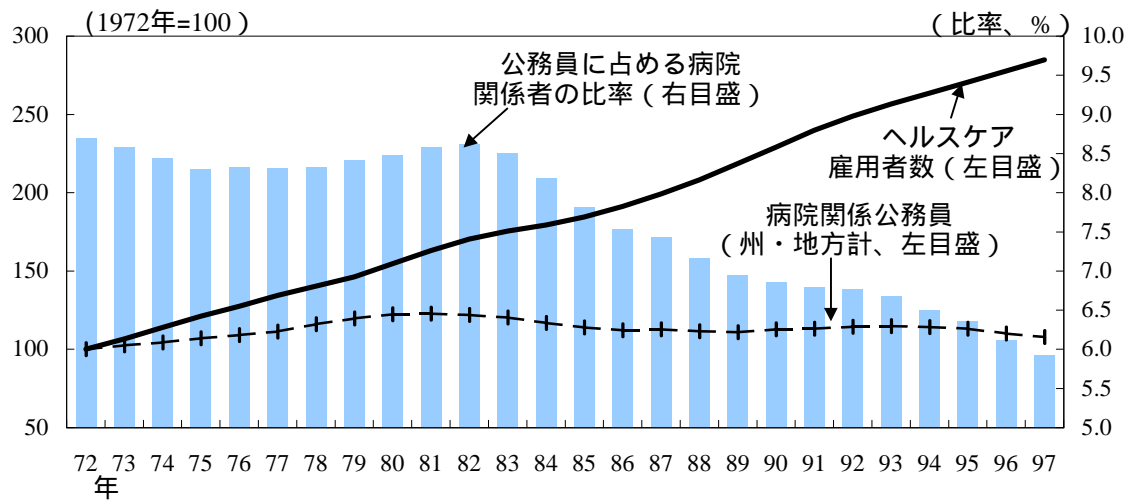
(資料) U.S.Department of Commerce, “ Statistical Abstract of the United States ” .



(補論図表11)ヘルスケア産業株価動向



(補論図表 1 2 ) ヘルスケア関連サービス雇用



(資料) U.S. Department of Labor, "The Employment Situation."